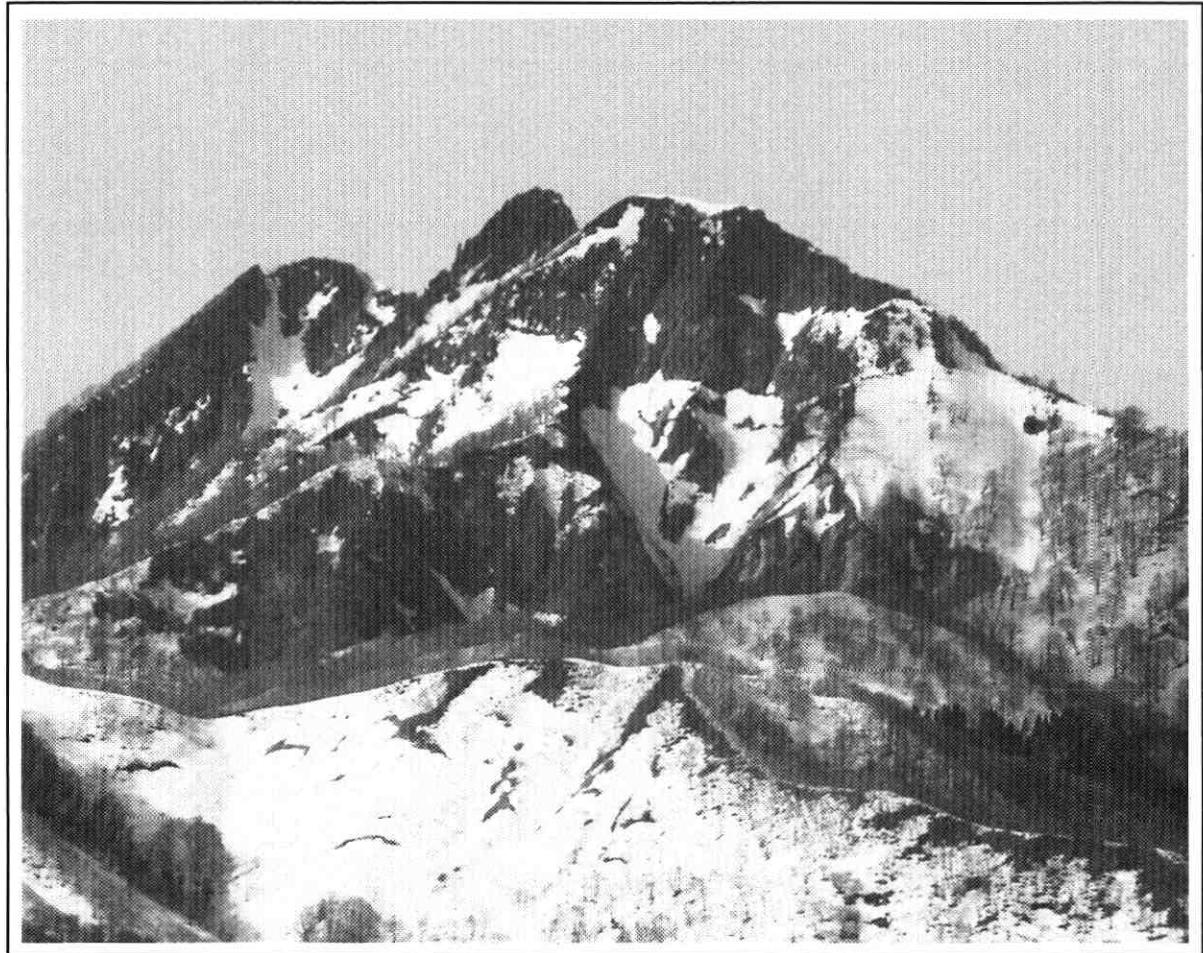


国民と森林

2018年・春季
第 144 号



国民森林会議

目 次

季刊

国民と森林

No.144
2018年 春季号

卷頭言
「問題の多い林野庁の
新たな森林管理システム」

泉 英二

補助金の問題点を衝く
公開講座で率直に議論を開く

上山 和豊

現場から見た林野補助金制度の
現状と今後のあるべき姿

速水 亨

「如何に自然と調和し投資に
対応した林政は」

……

討 論

国民森林会議の今後の方向性を
どう考えるか

……

国民森林会議第36回総会議案

……

森林フォーラムの活動

……

八ヶ岳自然と森の学校
2018年度開講スケジュール

……

アトランダム雑誌切り抜き

……

34 32 30 20 18 14 7 2 2 1

表紙のことば

残雪の鳥ヶ山

撮影地 鳥取県 奥大山
清水洋嗣（岐阜県高山市在住）

中国地方の単独の最高峰である大山と山麓に広がるブナ原生林の撮影に出かける
ようになって十数年、大山の撮影中にアングルの右隅にチラッチラッと顔を出す、
大山や周辺の山の岩肌にくらべ全体が黒ずんだ岩肌で、異様な形の不気味な何とな
く気になる山が鳥ヶ山（1,448m）である。

見る場所によって鳥が羽を広げたような姿に見えるところからこの名が付いたと
いう、また山岳雑誌など「山陰のマッターホルン」として紹介記事をしばしば目に
する。

問題の多い林野庁の 「新たな森林管理システム」

泉英二

(愛媛大学名誉教授)

昨年九月に林野庁が公表した標記システムが、国の「森林環境税（仮称）」や「森林經營管理法案（仮称）」などとして、年末からこの一月にかけて具体的な姿を現してきた。一瞥すると、我が国林政の大きな転換を意図しているよう思える。私が理解したシステムは以下の通り。
 ①施設を間伐中心から主伐中心へ転換する、
 ②森林所有者に、「適時に、伐採、造林及び保育を実施する」責務を新たに負わせるが、多くの所有者は経営や主伐の意欲が低いのでその責務は果たせない、
 ③そこで、市町村（できなければ都道府県が代替）が、森林所有者から「經營管理権」（期間は自由、ただし都道府県の裁定の場合は最長五〇年）を属地的に集積する、
 ④林業経営者として素材生産業者等を新たに位置づけ、意欲と能力のある林業経営者に市町村は「經營管理実施権（最低一五年）を配分する、
 ⑤市町村は伐採又は保育が未実施で周辺の環境を悪化させるおそれがある場合、所有者に伐採又は保育の命令を発し、從わない場合は、自ら実施する（災害等防止措置命令）、

というものである。また、森林環境税の使途としては、山村部では市町村が実施する私有人工林の間伐対策が中心になると思われる。

林野庁からすると、「林業の成長产业化」という掛け声を官邸サイドから強要され、また、育成した大型木材産業やバイオ発電企業らからの原料不足の大合唱に押されて、かなり無理な筋を強引に打ち出してきたとの印象を受ける。問題点としては、①森林所有者を意欲不足と切り捨てたこと（意欲がでないような木材低価格容認政策を続けてきた責任をどうするのか。木材価格を現状の一・五倍程度まで引き上げれば、意欲は一変するといわれている。）、②素材生産業者等を「林業経営者」と位置づけて主要な林業の扱い手としたこと（素材生産業者等は基本的に移動型であり、定住型の造林・保育は苦手である。おざなり施設の蔓延は必至である。）、③森林組合は単なる造林業者、素材業者となる可能性が大きいこと、④森林所有者から經營管理権が強引な手法で奪われかねないこと、⑤市町

村に過大な林政的役割を担わせること（強権的産業政策の先兵として市町村を位置づけるだけでなく、森林環境税による管理放棄森林の公的管理をも担わせようとしている）、⑥市町村がこの制度に乗らない場合は、都道府県が代替執行できること、⑦若齢級での主伐論への転換（この点については、国民森林会議として既に多くの問題点を指摘してきた）、など、きわめて多くの問題がある。

長年にわたって木材低価格容認政策を維持し、結果的に国有林の經營管理を破綻させ、国土緑化と丁寧で持続可能な森林經營を嘗々と行ってきた森林所有者の意欲をなくさせてきた責任は基本的に林野庁にあるのではないか。そのことに頬被りしたまま、今後は、森林所有者の立木をただでまとめて取り上げて、安い価格でそれらを大型木材産業へ流そうといふシステムを作ろうとしているかにみえる。既存の「森林・林業基本法」や「森林法」に基づく林政によって既に崩壊寸前今まで追い詰められている日本の林業構造だが、そのモラルハザード的な最終的仕上げが、今回の「新たな森林管理システム」ではないのか。既存の森林法制や今回の森林經營管理法案などに代えて、真の持続可能性に立脚した森林法制を新たに組み立てるべき時期にきたのではないか。

補助金の問題点を衝く

公開講座で率直に議論を展開

12月9日開催の公開講座は、林業に関する補助金のあり方について議論しました。

講師は、林業の第一線で活躍する大分県日田郡森林組合理理事上山和豊氏と速水林業代表の速水亨氏から、補助金行政の現状と今後のあり方等に関して、現場の生々しい意見が述べられ、30余名の出席者との間で熱のこもった議論が展開されました。

講師からは、補助事業の採択事項が現場

の研究がほとんど行われていないなど率直の作業実態にそぐわないこと、膨大な資料作成が必要なため、多大な時間と事務コストがかかる、行政の担当者が山の現実を知らない。補助金の入った大型製材工場の利益再分配は疑問、森林組合の体制は林家のためになっているか、森林組合の労務班は組合組織から独立させるべき、林業経済学

な意見が述べられました。また、補助事業が計画を達成されなくとも、補助金を返還していないなど補助金受給者の倫理観の欠如も指摘された。討論では、林業経営者、大学教授、森林組合関係者などから、林業経営の現状、とりわけ現行補助金制度の疑問点などで、率直な意見交換が行われました。講演と討論の概要は次の通りです。

現場から見た林野補助金制度の

現状と今後のあるべき姿

上 山 和 豊

(日田郡森林組合理事)

組合でも林業会社でも、若い人材の育成に社長とともに尽力してきました。

私は常に、山林所有者と林業の現場で働く従業員の仲介役として働いてきましたので、その経験に基づいて中間的な立場で、現場の声としてお話をいたします。

補助金制度の推移・変遷

私は、大分県日田郡森林組合に26年勤務し、現在は理事を務めています。森林組合では、経理、補助事業、林産事業、原木市

場の共販所長等を担当しました。また、第三セクターの林業会社トライウッドの設立に参画し、専務取締役を努めました。森林

昭和44年に森林組合に入った当時は、木を植えよ育てよではなくて、植えよ植えよということで拡大造林主体の時代でした。補助造林事業は、山林所有者が自ら森林

に経営特化しました。また、国や県の意向に沿った事務執行代理機関へ特化しました。



環境を加味した政策へ

平成13年には、林業基本法が森林・林業基本法に改正され、経済政策から環境政策を加味した政策に変わり、水土保全林、森と人の共生林、資源循環林ということで、それぞれの区分に応じた森林施業計画の認定要件が設定されました。そして団地施業計画から森林施業計画制度へ移行しました。

昭和53年に森林組合法が制定され、ここから更新に変わっていきました。山林所有者が森林組合に補助金を申請して、森林組合が作業班に作業を依頼する。作業班が作業完成報告をすると、森林組合が県の造林担当と現地検査を行って補助金を支給する仕組みでした。

森林組合の受託方式ということで、補助金が必要ならば森林組合を通さないと、補助金は出ない仕組みになりました。補助金の申請書類には、複雑多岐な資料が必要になりました。

特定森林施業計画制度の新設

平成3年に特定森林施業計画制度が新設され、市町村の森林整備計画が創設されまして、市町村も森林整備計画を編成する仕組みになりました。森林組合においては、補助事業が収入源の大きな柱になり、補助金頼りの森林組合

団地施業計画というのは、日田地域では大字単位で団地を設定して、山林所有者の意向と森林組合の意向を踏まえて計画を立てていました。

森林組合では、計画を立ててもなかなか計画通りにいかないのです。間伐計画を立てても実施しないとか、急に間伐をするといふようなことで、なかなか当初計画通りに行きませんので、年度末には実績に合わせて差し替えするというような状況もありました。

団地施業計画制度から森林施業計画へ移行したことによって、森林組合のみならず、民間。個人でも補助金を申請できるようになります。平成13年に30ha以上のまとまりのある森林があれば誰でも施業計画を立てて補助金申請者になることができるようになりました。

増産政策への転換

平成23年に森林施業計画から森林経営計画へ移行ということで、林業政策が大きく変りました。森林を守り育てる林業政策から、多くの木材を産出する政策に転換しました。10年後の自給率50%の目標を設定して、林業の成長産業化が必要だということによる補助金の上積みということです。1ha当たり10m³以上搬出する。現在は90m³まででしたけれど、大分県では50m³で打ち止めにしています。

そういう形ですから、山からいかに木材を出すかという、木材搬出量による補助金の体系に変わってきました。

施業団地集約化による低コスト林業の実現ということです。要するに、5ha以上に集約化しないと、補助金の申請ができなくなりました。その裏付けは、低コスト林業が一番大きな目標でありました。森林経営計画は、現場の実情に即した現実的な施策であったはずでしたが、23年に経営計画に移行して、1年の協議期間がありましたので、24年に森林組合なり篤林家の方々が経営計画を立てられてから今年（平成29年）が5年目の更新の時期に入っています。更新の時期に当たって、当初の現場を見据えた目的から逸脱する傾向が見られます。当初計画の間伐面積を達成できない場合は、

補助金を返還することになっています。ところが民主党政権から自公政権に変わって、

計画面積を達成できなくても、これがなし崩し的になっています。

間伐計画の達成率は、全国平均で計画の30～50%ということで、実際には補助金を返納しなければいけない状況です。

低い経営計画達成率

国の林業施策で悪いのは、当初は間伐と謳いながら途中から皆伐施策に移行したことです。ある森林組合の事業方針によりますと、皆伐が80%、間伐は20%となっています。別の森林組合では、60%が皆伐で40%が間伐となっています。

森林経営計画の達成率は、全国平均で28・3%ということです。

1位は北海道の70%、2位は大分県の53%、3位は山梨県の50%、4位は宮崎県の43%など、大分県日田市は80%です。これは、旧日田市の日田市森林組合と合併前の日田郡森林組合の2組合がある関係で、団地共同施設計画を上手に活用した経緯もあって、山林所有者の集約化が機能していることにあると思います。

森林経営計画の達成率が低い要因としては、認定要件を満たせば森林経営計画者になれて、補助金を申請することができるものの、事務処理のノウハウがないことと、指導・助言者がいないためにかけ声だけの事業推進になつた経緯があると思います。

林業の現場の現状

大分県日田市では、市場経済原理を持ち込みすぎたことによって、山側への弊害が出ています。効率化・生産性、生産コストの削減、林業機械化の推進によって、本来あるべき森林管理手法から経済優先主義の管理手法に転換しました。

私は、現場で働く人達と酒を飲みながら、

選木の重要性を説きますと、「山から多くの木材を出すような選木をして下さい」といった言葉が返ってきます。次世代につなぐ森づくりを目指しているので、日先の価値のみを求める林業を否定する思いがありますので、そういう考え方はおかしいといった話をしています。

効率化を優先する高性能林業機械化には、メリットとデメリットがあります。

林野庁の平成30年度予算概算要求の資料を読みますと、日本の林業の木材生産は、外国の林業地に比べて1・6倍の生産高だと書いてあります。しかし現実には、現在50年生で伐採してもha当たり手取額は80万円程度です。50年間に掛かった経費は、植えて育てて200万円～250万円を投入しています。皆伐しても赤字になる現状です。補助金があるからどうにかなっている状況です。

高性能林業機械がもたらすメリットとしては、木材生産のコスト削減と生産量の向上があげられます。また、人力的な負荷が

軽減されました。高性能林業機械の導入は、作業道とのセットが基本ですので、作業道が整備され、森林管理道としても、2回目、3回目の間伐なり皆伐における搬出に使えますので意義が認められます。さらに、求人の呼びかけがしやすくなり、若い作業員の新規参入が増えました。若い人は肉体労働主体ではなく、オペレーターと呼ばれる仕事に関心があります。

デメリットは、林野庁は林業生産性の向上とコストダウンを図るには、高性能林業機械が一番だとして奨励していますが、林内に大型機械を入れることによって、林地の損壊が起こっています。また、コスト削減と無計画な作業形態がもたらす弊害もあります。高性能林業機械が作業の主体になります。高性能林業機械が適応できない林業地が放置される状況も発生しつつあります。従来の架線搬出及び小型の搬出機器であれば、搬出可能な林地が放置されている状況が見られます。

作業道が開設されることは望ましいのですが、民間の事業体の中には、生産性向上のために傾斜などを考慮せず、短期間にできるだけ多くの木材搬出を可能とする作業道が開設されていますが、これを取り締まる手段がないので野放しになつている状況も見られます。

高性能林業機械は高額なために、作業者への経費負担が増加しています。2000万円もする機械の燃料代、維持管理費を見

ますと、なかなか償却できない状況にあります。そのような状況の中で、森林組合の作業班の人たちは、朝6時には現場にきて仕事をしています。個人事業の方達は夜が明ける前から夜暗くなるまで働いている状況です。そのくらいにないと償却できないということです。このような現場に若い作業員が来るわけがありません。

林業作業者の森林に対する意識の変遷

ずっと以前は、林業作業者は山師であり匠でした。枝を落として玉切り、造材を丁寧に行って、化粧して花を添えて市場に出すという話を、昔の事情を知る人から聞いたことを思い出します。現在は生産性のみを重視した、経済優先主義の林業作業者が増加しています。

健全な森づくりよりも、生産性を重視した作業形態づくりになっています。

森林はあくまでも木材を産出する場であることへの価値観の変化。

森林は後々の資産形成・財産を残すという意味合いがありました。それがそうではなくたという意識の変化が、現代の林業作業者に見られます。

森林所有者の森林に対する意識の変化

10ha未満の山林所有者が85%を占めています。

林はもはや生計維持としての価値が無く、収入確保手段としての位置づけになりません。間伐をしても皆伐をしても、昭和40年代50年代は1m³33、000円～34、000円ほど森林の価値がなくなっているのです。林業で自活できないので、後継者を残して育てる事を放棄しているのが現状です。木材からの収入を確保できないので、森林經營が放棄されています。いくらかでも手取り収入があれば、皆伐してその跡は放置するということです。森林管理は費用負担が無ければ手入れをするが、負担があれば放置するというのが現状です。

林業補助金申請に必要な資料・書類

補助金を行政に、申請する際に提出する資料・書類は定められた様式がありますが、会計検査対応として内部に保存すべき資料・書類は、定められた様式がありません。森林組合系統は、上部組織である県森林組合連合会で、会計検査に対応する勉強をしていますけれど、民間の事業体には指導者も助言者もいません。

私は、トライウッドで2回、森林組合で2回会計検査を受験しました。会計検査はどうだこうだと理屈を並べても、会計検査

員は同調しません。理論的に通った書類でないと通用しません。ですから、会計検査に提出する資料の作成には、大変な時間と労力が必要です。通常必要と思われる資料・書類は次の15項目あります。採択要綱によつては、この他にも必要ものがあります。

①、機械器具等の償却保全費等の積算根拠資料
②、賃金額算出根拠積算資料
③、事業種毎の歩掛及び、標準単価積算根拠資料
④、見積設計書及び、見積書
⑤、相見積書
⑥、請負契約書
⑦、作業指示書
⑧、事業費積算書
⑨、直営作業出面表および、精算書
⑩、事業費請求書
⑪、作業日誌
⑫、事業費負担金請求書
⑬、完成検査調書
⑭、現場作業状況写真（GPS機能のあるカメラでの）
⑮、適正な経過処理

他にも事業の採択要項により必要な資料・作成の必要が出てくる。

補助事業実施においての問題点

膨大な資料・書類及びそれを作成するには、大変な時間と多大な人件費コストの捻

出が必要です。補助事業の採択要項が現実にマッチせず、書類の作成に作文が必要になります。

補助事業の採択要項が現場の作業実態にそぐわないということです。

会計検査対応としての事務処理において、どこからの指導・助言もないのです。森林を30ha以上所有していれば、誰でも補助金を申請することができますから不利はないんですけれど、100ha以上の篤林家の人にとては、書類を作成する様式なり種類等に関する指導者がいないんです。

補助事業を管理する行政機関の担当者が、山の現場の実情を知らないので、現場の実態にそぐわない無茶な指導・助言をして押しつけをします。会計検査を意識してか、補助金の採択要項順守についての助言のみで、その他の裏付けの資料・書類については無知で指導・助言がありません。採択要項については、指示されますけれど裏付けとなる資料がありません。

公共事業と非公共事業がありますけれど、これもまた事務処理を重ねて複雑にしていきます。公共事業は、森林の管理を目的とした事業で、非公共事業は木材の流通を促す目的を持った事業で、地域的関係の素材生産事業対策事業と次世代事業というか生産基盤強化事業です。公共事業については、国が定めた標準単価から積算しますが、非公共事業は積み上げ方式で、事務処理が非常

に複雑です。

林野庁の手詰まりによる先の見えない林業政策

私が以前、林野庁の職員と話をしたときに、山元の問題点の改善を要望しました。

そのとき林野庁の職員は「林野庁は手立てがありません。要望があれば林業団体なりの組織を通して関係する政治家に直接進言して下さい」という返事が返ってきました。

林業地はもはや木材収入が無いので、補助金に頼らざるを得ない状況です。地場産業としての経済活動の崩壊です。製材所は、間伐の補助金があるから、木材代金を多く出さなくていいんですよと言います。私が県の職員によく言うことは、「補助金の目的は、森林管理費の一部の助成でありますけれども、林家からするとの補助金を元手にして、経営充実を図るために基礎の投資資金でもあることを、もう少し強く行政側から言つて欲しい。そうしないと製材所や加工業者からたたかれることになる」と。補助金の本来の趣旨を正しく伝えていただきたいのです。

今後のあるべき姿

森林・林業の現状を考えるときに、どんな姿がいいのか、もちろん森林の管理、木材を使う消費者を含めて、いろいろ考えますが、後継者がいない、見切り放置された

森林、所有者不明の森林、境界不明の森林、これらを集約化せざるを得ないことは理解できていると思います。

意欲と能力のある林業事業体イコール素材生産業者ということが言われていますが、「意欲と能力のある」ということに疑念をもっています。森林管理に対する意欲と能力なのか、ただ、どんどん伐採して出せばいいという意欲と能力のある林業事業体なのか、その言葉にもいろいろとニュアンス的に不便を感じていると思いませんけれど、民間の事業体でもできる作業、簡易な補助といつたものが、過疎地域に対しての取組であります。農業においては、中山間地域交付金とか直接支払い交付金とか、そういうことで簡素化したお金の出し方がきちんとされているんです。そういった形のことができないかということです。現場に即した補助システム、会計検査対応が容易にできる新たなシステムの構築が必要です。

補助事業の支給先の変更

すべてとは言いませんけれど、年金受給者の方は、年金プラス間伐すれば補助金が入るから、小遣いができるといった感じで、森林経営に意欲のない山林所有者が85%に達しています。

その多くは10ha未満の山林所有者です。そのような人達を含めて、意欲のある林業事業体なり個人で、森林の管理を集中して

やろうとする者に手をさしのべる必要があります。

森林管理のための補助目的ではなく、雇用の場確保の意味合いも含めた補助金へ進化させることが需要です。

山村林業地は、森林資源が経済活動の大きな根幹です。それが経済活動として機能していないに等しいのが現状です。そのような状況の下では、補助金が止まると仕事になりません。

国から地方への林業政策権限の委譲については、全国画一的な林業施策ではなく地域の実情に沿った施策を実現されたい。市町村が一番山のことを分かっているんです。丈夫な作業道を開設したり、作業形態にしても、市町村が一番理解しています。それがための市町村の役割を大きくしていくべきではにかと思います。

森林組合と民間林業事業体を競争させる林業政策に関しては、私自身、第三セクターのトライウッドという林業会社にて、また森林組合の職員でもあります。森林

組合はトライウッドのライバルだとの思いで活動してきました。近隣の日田市森林組合に頑張ってもらうと、私たちも力を発揮できるんです。森林組合と民間事業体がライバル意識を持つことによって、競争させることが一番大事なことではないかと思っています。

独占的な事業展開を図っている森林組合

の改革に関しては、国・県の事務執行代行機関的で官僚主義に陥っている森林組合の改革です。本来の目的から逸脱し、自己保身的な運営に陥っている森林組合の改革です。森林組合は補助金が収入の大きな柱で、補助金がなかつたら森林組合の収入の道は閉ざされてしまいます。国は意欲ある民間事業体への指導・助言のできる環境を作ることが必要だと思います。

野放しの民間林業事業体を統率・束ね結束を図るための施策。野放しの民間林業事業体というのは、認定事業体もいれば各県もやっていると思います。林業事業体の条件は、1年以上山仕事の実績があつて、4人以上の職員を雇用して、年間の木材生産

量が1千m³でしたか。そういった実績を兼ねそろえれば、大分県の認定が取れて補助事業関係の機械の助成も受けられますし、またいろいろな労働安全の指導も受けられます。ところが、それ以外の認定を受けていない事業体が、急峻な地形に作業道を開設するなど弊害をもたらす作業を行っているのが実情です。市町村に林業政策の権限を委譲すると、そういう人達にも管理・監督ができるようになると思っております。そして林業地山村の適正な森林管理と地域産業の育成・振興策、地場産業の育成が可能になるのではないかでしょうか。

山村における雇用の場の確保と若年作業者定住のための事業推進の思いを込めて申し上げました。

—如何に自然と調和し

投資に対応した林政は—

速水亨

(速水林業代表)

国内林業のプラス面マイナス面

にたいへん結構なことですし、スギの需要拡大が図られたことも素晴らしい。若手の人材が林業は35歳が17%を占めており、農林水産業の中で圧倒的に有利です。

クリーン木材法が創設されたことも喜ば

ねそろえれば、大分県の認定が取れて補助事業関係の機械の助成も受けられますし、またいろいろな労働安全の指導も受けられます。ところが、それ以外の認定を受けていない事業体が、急峻な地形に作業道を開設するなど弊害をもたらす作業を行っているのが実情です。市町村に林業政策の権限を委譲すると、そういう人達にも管理・監督ができるようになります。

そして林業地山村の適正な森林管理と地域産業の育成・振興策、地場産業の育成が可能になるのではないかでしょうか。

山村における雇用の場の確保と若年作業者定住のための事業推進の思いを込めて申し上げました。



17年)初頭から急速に変わってきた感じがします。これは森林認証にとどても非常にラッキーです。逆に日本の林業界は、倫理観が低いので、そのような投資には非常に厳しいと思います。

公共建築の木造化法は、できてよかったです。総務省は、RCで建てた公共建築の3割以上は、木造が可能との評価をしています。もっともっと地元で努力しようということです。

間伐という言葉が国民に広く知られるようになつたことは、林野庁の努力だと高く評価しています。

マイナス面

住宅着工量が減少していることは、圧倒的に大きいです。

木材価格は、昭和65年から、凸凹はあるながらも、長期的には下落を続けています。

林業従事者が14万人から4万人に減少しました。分母が小さくなつたから、若手が少し参入すると若手の参入率が上昇します。

間伐技術の単純化は、国民森林会議からも指摘されているように、間伐技術は圧倒的に意識されなくなりました。昔からある間伐方法の話を、森林組合の作業現場でも選木する人達に訊いても、まったく言葉も知らないという事態が起きています。これは非常に大きな問題だと思います。

間伐という言葉が市民に知られながらも、市民と森林の関係が表面的な部分だけ終わっているという、非常に残念な状況があるという気がしています。

の存在意義が疑われると思ひますし、林業経済学の停滞が深刻です。以前、ドイツのフロックマンという方と話をしたとき、同じ意見が出た記憶があります。未だにそれが是正されていないことは問題だと思ってます。

再造林の資金がないので伐跡地が放置されている。

スギ材の需要が拡大したのは、スギが一番安く入手しやすい木材だからこそ拡大する。

育林の合理化が全然進みません。

環境配慮が行われません。林業は環境に優しい産業だと言いながら、作業現場で具体的に10個の環境配慮の言葉を出して下さいと言われて、出してくれる仲間は一人もいませんでした。ただし、三重県で操業する製作工場や経営的に厳しいシャープの工場で、同じ質問をしますと、どんな方でも10個ぐらいは出て来ます。日本の林業は、環境という言葉を上手に使いながら、實際には環境に配慮をしていなければ。

森林管理技術の低下。これは間伐技術だけではなく、森林全体の管理技術が低下しているのだろうと思います。

森林所有者の所得が無くなつた。これは悲惨なものです。経済官庁としての林野庁

ことです。ただし、先般ワシントンで開催された木材取引に関する会合では、「日本のクリーン木材法は完全なざる法で、それで満足しているのだから、木材の違法伐採に関してNGOは諦めました」と率直に言つっていました。国際NGOの人達は、「一番の問題は、中国があの法律をあれでいいということであれば、それだけは阻止したい」という考です。日本は好きにやつて下さいというのが正直なところではないでしょうか。

森林認証材の需要が増加してきました。私は2000年にFSC認証を導入してよかったです。日本では消費者を含めて、認証がメリットとして出にくい一面があります。ただし、今年(2017年)大きな変化が起こっています。金融業界で臨時のESD投資が行われました。その投資に對して、さまざまな評価を与えて誘導しようとするものです。世界で30%ほどはそういう投資が動いています。日本ではまったく動いていませんでしたが、今年(20)

間伐補助と木材価格

考えられる課題というのは、たぶん労働に対する補助金の授与は正しいのかどうことです。民主党政権の時、私は政権に近いところにいましたからよく分かりますが、民主党は農林全体に所得補償を意識していました。そのときに、林業はなじまないという話がありました。制度的なことが分かっていなかつたし、林業を担うのは誰かという議論がなかなか整理されなかつたことがありました。それに、潜在的に『林業は金持ち』といった意識がありまして、それを補助するのはおかしいというような意識がありました。直接支払い制度という形で終わつたのです。

もう一つ私が問題だと思いますのは、林野庁は補助金の事業設計の精度がすごく高くて厳しのです。でも運用は、ごく楽なんです。たとえば、経営計画を立てた時に、ある一定量の間伐をしなくてはいけない。5年間にそれが達成されなかつたら補助金返還ですが、たぶん全国で補助金返還は1件も出ないのではないかと思います。

木材需給のバランス

間伐は労働に対する補助金が支給され、一定量出材することになりますので、2000年頃、木材が市場にあふれたことがありました。市場は取引ですから、木材は必ず入つたら出ていかなければなりません。市場は手数料が収入源ですから、木材が市場に滞つたら突然収入が無くなります。ですから市場は、売れない間伐材が山ほど溜まつたときに、1m³ 1000円でもいから引き取つてくれと言わされました。只にはなりませんでしたけれど、1m³ 1000円で実際に一定数量出たのです。製材工場はそれで利益の再配分ができました。

林野庁と議論しますと、「彼らはリスクを背負つて製材工場を経営している」と言います。では、国民の税金を入れた補助金部分に関して、林野庁は責任を持つた利益配分を要求しているのでしょうか。このようないい状況を、林業経済学の先生方は気にしていません。

森林組合の作業班は独立すべき

民主党政権の時に、梶山さんと森林組合の作業班は独立すべきだという話をしました。そのとき、岡田先生は「速水君、紀伊半島は林業が進んでいるけれど、東北は森林組合に作業班がなかつたら、林業は進ま

ないんだよ」とおっしゃったことを記憶しています。あの考はまったくの間違いです。作業班を森林組合から独立させたら、森林組合は確実に変わります。

森林組合が林家のために真剣になれないのは、作業班を持っていますからなのです。作業班を切り離しても利益が出るような仕組みを、林野庁と一緒に考えれば、森林組合は集約化もやるだろうし、森林所有者の利益の代弁者として絶対に働くと思います。私は森林組合長の経験から、そのことを確信をもつて言えます。

環境管理生物多様性の費用負担

それは林家が追うべきかどうかという議論は、きちんとやっていただきたいと思います。環境管理のための、生物多様性の費用負担の問題は、さまざまな補助政策に影響しなければいけないのでです。

専業林家は非常に厳しい時代

専業林家は所得が無いので、非常に厳しい状況にあります。林野庁の方と話をしますと、「速水さん、しばらく他でくついて下さい」と平氣で言います。そう言われたのでは、一所懸命努力している林家はたまりません。

ドイツは、全ての国土に人びとが住んでいるという意識が非常に強いと思います。その前提があるからこそ、森林・農業・牧

畜業に対して、所得補償が行われています。日本の林業に関して、林業を維持していく必要があるのかという議論が、この点から出てこないといけないんだろうと思います。

円ドル為替と木材価格

円ドル為替と国産材のヒノキとスギ価格の推移をグラフに落としますと、2000年少し前までは、国産材の自給率と円ドル為替はパラレルに推移していたことが分かります。ところが、2005年頃から自給率は高くなるけれども、円ドル為替は横ばいです。

立木価格はスギ、ヒノキとも円ドルに引っ張られているのか、育林に引っ張られているのか、2000年近くまではほとんど為替の動きと一緒にですが、2000年頃から全部急速に崩れていきます。その要因を考えますと、97年の京都議定書、その後の森林・林業基本法の改訂を伴った基本計画等の変化が2003年に行われています。

97年の京都議定書で、日本はCO₂の削減量を90年比6%削減することになりました。日本のCO₂排出量は世界の中で指一本少なかつただけに、非常に厳しい数字だたと思います。日本にとって大きな数字です。しかも議論の中で、6%削減の内3・84%を、森林のCO₂吸収量に負わせることになりました。しかも90年度以降に管理した森林あるいは間伐、枝打ち、新植ま

でカウントできたのに、林野庁は間伐第一で間伐を推進しました。

間伐は林野庁だけの問題ではなく、国民の問題だったのです。6%のCO₂削減の数字の中で、3・84%を森林が担うことのできない場合、経済界がたまらないということです。ですから間伐は林業だけではなく、国民経済のために行わなければならぬ事業なので、補正予算で莫大な金額が計上されるようになつたのです。

そこで何が起つたかといいますと、先ほど言った只になつた間伐とうのは、需給を無視して行った間伐です。林野庁は「需給要拡大のために手を打った」と言います。

そこに微妙な考え方の違いがあります。しかし、需要拡大はそうではないのです。資源量が増えていましたから、補助金によって木材は直ぐに供給が拡大します。しかし、木材需要の拡大はそう簡単ではありません。

住宅メークーの仕様書変更は、短期間に行われますが、それでも最低1年を要します。製材工場を開設するには3年を要します。新しい木材の利用方法を考えるには何年かかるか分かりません。

木材価格が少し上がったとしても、大型製材工場は2日間の在庫しか持っていないのです。彼らは、間伐の補助金があるからすぐ安くなると言つて2日間で回しています。製材工場は、原木価格が上がったときに、製品を高く売る努力をしないで、原木価格の下

生産性を上げない森林組合

前に指摘しました、労働に対しても支払われる補助金というのは、生産性が上がらないということです。森林組合の作業現場では、「もう少し時間をかけてやってもいいよ」と言われます。もっと頑張ってやれよとは言われないので。「もうちょっと時間かけてやりなさい」と必ず言われます。

スギ1m³の立木価格で雇用できる人数

スギ1m³の価格で雇用できる人数を計算しますと、昭和34年に11・16人でした。人件費が500円程度、木材価格が700円ほどでした。木材価格は3倍ほどに上がりましたが、人件費は10倍～15倍に跳ね上がっています。昭和40～50年代に木材価格が上がった時期でも、実際には林業経営の採算率が低下してきました。この時期にどんな投資をしたかによって、その後の林業経営が決まった時代です。この時期に林道が整備されたり、人材の確保・教育システムを作るとか、流通等に力を入れた林家・林業地はどうにか切り抜けられたけれど、造林を増やしたり、森林面積を増やした林家は、苦境に立たされているのが現状だと思います。平成22年には1m³で0・2人しか雇用でき

がるのを待ちます。

林業機械の保有状況

生産性を上げる目的で機械化を推進しようと、平成元年から2年くらいかけて、日本林業経営者協会と経団連が提携して海外の林業観察を行いました。私も何度もヨーロッパへ行きました。その当時は、まだ機械化に対して消極的な人が少なくなかったと思います。ところが、平成1年に76台だった機械が、最近では100倍の7686台入っています。スエーデンのデータを見ますと、機械が10倍になれば生産性は飛躍的に増加しています。日本ではせいぜい2倍です。調べてみると、稼働率がせいぜい50%です。60%近いところも少しはあります。

林業の生産費と立木価格の比較

中国木材が作成した資料ですが、よく調べられてあります。機械は、アメリカがタワーヤード、ニュージーランドがハーベスター、オーストリアがタワーヤード、フィンランドがハーベスターで、それぞれの素材生産費と立木価格を比較したグラフを作成しています。日本と諸外国との林業施設コストを比較したものです。山元立木価格は、オーストリアが9530円で最も高く、次いで米国8580~8110円、フィンランド7150円、日本は平均3580円で最低です。そして日本だけ流通コストがかかります。

出せる仕組みをどう創っていくかです。

所有面積別林業経営実態

総務省統計局の2013年度「林業経営統計調査 平成25年度林業経営統計調査報告」を見ると100ha以上の森林所有者はみんな赤字です。100~500ha階層は

スギ10・5cm×3mの柱が取れる丸太の価格を見ますと、1965年当時は製品価格に対する丸太の割合は70%ありました。丸太が1万円で売れたら7000円が山元に還っていたのです。製品が1万円で売れたら山元には40%、4000円還ってきました。これはよい数字です。

現在は、丸太に占める立木価格の割合は22%、製品に対しての立木価格は4%ですから、柱が1万円で売れても山元には400円しかきません。林業機械が100倍も増加しているのに、現実はそのような状況です。

新しい製材工場は大型化しています。林野庁は補助金で素材生産機械を導入させ、大型製材工場に機械を入れさせ、求めたものは国産材自給率向上です。国産材の自給率は高まらなくてもよいのです。林家の所得上昇に伴って、途中の人びとが利益を出せるようになることが重要なのです。自給率の目標は立ててもらわなくとも結構です。

問題点

大事なことは、いろいろな事業が国有林でテストされてから民間に下りてきます。

国有林は1兆数千億円の負債を残して返済できません。国有林はとても大事ですから、ずっと維持していくかなればいけない。民間の大手4社（王子製紙、日本製紙、住友林業、三井物産）の林業部門はいずれも赤字続きです。国有林・林業公社も赤字です。林政に対して一番意見を言える立場の人たちはみんな赤字で、どうやって黒字を出すかを知らないんです。そこで考えた補助金が我々のところへきています。その補助金を眞面目に使ったところで、林業が栄えるわけがないのです。

ゾーニングは国有林のゾーニングで、どこまで真剣に議論されたか分からぬまま決まっています。林政審議会に諮るときは、すでに国有林でゾーニングを決めているから、それ以外のゾーニングの考え方とは出でこない。国有林で決めたゾーニングを、民有林に適用するのに、林政審議会で否定したら、国有林のゾーニングは意味がなくなりますから、さっさと決まってしまいます。いろいろな事業が同様です。

育成広葉樹林という言葉があります。

方と「あれはいわゆる複層林だよね」という議論をしたことあります。複層林は環境的にも有利なので、広葉樹でなくとも複層林を評価すればよいのです。ところが一度作った制度は、どんな形でも作ろうとします。今回は、1千万haの人工林を700haまで減らし、300万haは育成複層林にして対応しようとしています。

林野庁は、環境ガイドラインを作るとしています。そこで、出ているのは、最終的には何もしなくてもよいという形でまとめたいのが正直な話です。それでも雑木が生えてくるからいいんです。でも、一物二価にはならないのです。再造林コストを見な

いまま、木材が300万ha分だけ市場に出て来るのです。今まで間伐材で苦労してい林業界が、今度は皆伐で同じことをやらされます。

違法伐採の木材を排除しようとすると、

環境とか人権問題を考えなければならないのは当然ですけれど、経済的にサステナブルな林業経営を阻害する木材価格を形成するのは、違法伐採の木材だという前提があるわけです。日本は違法伐採でなくとも、300万haから出て来る木材は、再生コストを見なくともよいのです。これまたおかしな話です。なぜこれを学者が議論しないのでしょうか。これは絶対に議論していただきたいと思っています。

施業計画

施業計画は、収穫表を使ってデータを作成します。私どもは、施業計画は制度化されて2年目に施業計画を立ててから、5年毎に新たに計画を立て続けています。ですから伐採時点での幹材積の数字はほとんど間違ありません。ところが近年、プラスが出るようになりました。それは枝葉までバイオマスで販売しているので、その分だけ増えているのです。伐採量120%となるで、あれは幹材積表でやるのはおかしいです。あの数字は列条間伐誰も考えていないのです。優勢木間伐を誰も考えていません。

育林コストの国際比較

スギ人工林の造成に要する費用を計算しますと、10齢級50年生までにha当たり231万円必要です。6齢級30年生までに88%の208万円必要です。日本では、ドイツやオーストリアの真似をしていますが、

画の現場の森林の調査は、もつときちっとやる仕組みを作らないといけないと思っています。

植栽

私の植栽目標は、1人1日千本は植えたいと思っています。そのためどうするかを逆算して、今は全員が1人1日500本しか植えていないので、目標値になってしまいます。しかし、従業員の中で1日1000本植えられる人が出て来ています。そのために、非常に安くて簡易な苗木を生産しています。

苗木を調べますと、アメリカでは1本5円の苗木がいくらでもあります。今コンテナ苗を、林野庁は推奨しています。悪い苗木を、初期の林業投資の中に奨める林野庁の方針に疑問を感じております。初期投資は、安くするのが大原則です。ヨーロッパでは、最初にコンテナ苗で植える人はいません。植えられなかつたところに、補植するためを使っています。

人工造林を行っているのは、ニュージーランドだけです。ha当たりの育林コストは、古い数字ですけれど、北米は日本の8分の1から15分の1で仕上げます。ニュージーランドは、土地購入費が育林費に含まれますので、だいたい40万円ほどで、日本の5分の1です。

最新の保育経費（枝打ちあり）

2008年の30年生までのha当たりの保育経費は、152人で320万円です。

自分で林業やってみて、一番金をかけないでやるのなら、これでできるのです。私は枝打ちをしますので、枝打ちの経費が入っています。これでできなければだめだと思っています。最新保育経費は、鹿防止策に80万一千円かけても255万7千円ですから、鹿対策費を除くと177万6千円ですので、ものすごく安くなります。

速水林業の労働投資

私が、大学で勉強して帰ったとき、30年生までに413人抱えていました。この時の立木で売った木の値段は、安くて、1ha当たり立木で1500万円、一番高く売れた記憶はha当たり6千万円でした。だからこれだけかけられるという状況だったのです。

コストダウン

日本の林業に求められる課題

私がこれまで行ってきたのは、徹底したコストダウンです。いかに人手をかけないのはおかしいということです。S&P500と為替をグラフに落として見ますと、これは枝打ちも全部目標となる森林と同じものとして見たものです。

予想される保育経費

予想される最低保育経費を試算すると、植え付けから鹿防護柵設置、下刈り2回、除伐で36人、経費は145万1千円です。

苗木は精英樹の挿し木苗、単価は福利厚生費等の間接経費を含んでいます。補助金を入れて考えますと、自己負担額は40万～50万円で可能になります。東北では鹿対策がないので、たぶん26人で出来ると思います。この程度の数字を出していかないと、日本の木材は世界で競争できないと思います。予想される最低保育経費を枝打ちなしで

試算すると、費用は1人18千円から2万円支払っています。苗木代は24万円、下刈り2回32万円、除伐9万円、合計65万円です。補助金を入れて考えるのであれば、自己負担は18万～26万円ぐらいになりますから、林業経営は成り立つと思います。

最終的には、森林をアセットとして捉えるような考え方が必要です。将来の森林の姿を予想して、価値を増加させるような林業を経営して下さい。投資に耐えうる説明責任を備えた管理を目指して下さい。外部に対しても社会性の説明をして下さい。ステークホルダーへの説明責任と意見聴取をしないさい。この辺はFSCの認証で言われていることです。

新しい林業の動きについていけるか

これら外国人労働者がきてもやつていただけると思います。ヨーロッパもアメリカも外国人労働者を使っています。

具体的な持続性の確保と説明責任を持ちなさいということで、最終的には一般投資に頼る林業とは、サイクルとはどのくらいのことなのかなどを、考えなくてはい

討論

森林經營者 1 林野庁の政策に一つ間違いがあれば、抜本的な理念を素早く構築していくべきなのに、それができなかつたことが、この40年間の停滞の原因だと思います。林業は長期産業なので50年後、100年後に何が必要なのかという抜本的的理念があることをその補助金なのに目先の対応だけに終わっている。この際、抜本的に改革して欲しいというのが上山さんの主張だと感じま

元林野庁1 私はなにもやらない方がいい
というセンスと目標で山を見てきた。国有
林は昔特別経営でha3000本植えて間伐
をしない。それでも70年生、80年生になっ
て、自然淘汰という形で、広葉樹の混じっ
た森もあつたし、役物の採れる山もあつた。
今は補助金で間伐して、逆に山を悪くし
ている。そういうのを見ていると、一般的
な関心のない林業者に補助金を出す必要は

ンはいかに金をかけないかだと思う。木を育てて将来売れるかどうか全くわからない。今の人工林の木材が売れる保証もない。天然更新して備えた方が意外と高く売れるとか、そういう手もあるんじやないかと思う。

森林組合参事 森林計画を5カ年作成していますが、計画通りに山の計画を奨められないのが現状です。一つは、国の補助金がいくら各都道府県に配分されるか分からない。都道府県に下りてきた補助金が自分たちにどれだけ振り分けられるかも分からないうのが現状で、補助金もらうためにとりあえず作成したけど、あとは計画変更で認められるので、とりあえず小さい計画を作つて、その年に事業を実施する場所を見つけて、補助金が決まってからです。変更計画で計画を立てているのが現場の現状です。

森林組合参事 森林計画を5か年作成していますが、計画通りに山の計画を実行されないのが現状です。一つは、国の補助金がいくら各都道府県に配分されるか分からぬい。都道府県に下りてきた補助金が自分たちにどれだけ振り分けられるかも分からぬいのが現状で、補助金もらうためにとりあえず作成したけど、あとは計画変更で認められるので、とりあえず小さい計画を作つて、その年に事業を実施する場所を見つけて、補助金が決まってからです。変更計画で計画を立てているのが現場の現状です。まったく何も無い状況になっている。

に会計検査を恐れています。不必要に書類を作らされるので、無駄な事務処理、膨大な資料作りが課題になつてゐるのが現状。結果的には県の意向に沿つて現場は動いています。

上山さんに伺いたいのは、今後あるべき姿の中で、意欲ある林業事業体・個人をどうのような人達を描いているのかお伺いしたい。今回の森林環境税は、そういう人達にシフトさせていこうという意向が全体的にあると思うので、あの話を進めていくのでいいのかということです。そこは今までの通りではダメだよいうような話もあると思うし、その話と林野庁の森林ストックみたいなのが重なってきてるので、絡んでござ意見を伺いたい。

森林経営者 2 現場から見て、コストダウ

会計検査の話がありましたが、現場は後ろめたいことは一切やっていないので、全く怖いとは思っていませんが、県は非常

で計画を立ててているのが現場の現状です。まったく何も無い状況になつていて、

上山 私のいう意欲と能力のある林業事業体は、組織が確立されていて森林組合と正に競合できるような事業体です。経済優先で山から木材をどんどん出せばいいといふのではなく、森林の管理・経営に意欲と

能力を保持している事業体・個人です。

以前の森林施業計画には成長量に基づく

という項目が入っていたが、今度の森林經營
當計画では5年間の成長量の120%を超
えて伐採してはいけないという項目がある。
100%で循環していく形の中で、20%
多く伐採するは正常な循環をしないこと
になります。経済人として責任を持って森
林管理を行った上で、木材を生産する事業
体のことをさしています。

大学准教授 森林組合作業班の独立の話が
ありました。私も同じ議論に参加したこと
があります。

大分県の森林組合の作業班は、完全に雇
用された作業班もありますが、多くは請負
が主体です。林業の盛んな地域では、個人
請負作業班のような形で森林組合から独立
しているようだけれど、完全に独立してい
るわけではない。一人親方も多い。個人請
負人とか一人親方の請負作業班は、労働条
件もそれほどよくないでの、高齢者で成り
立っている面もあります。そういう作業班
に依拠して生産を回している大分県方式の
森林組合を、速水さんはどのようにみられ
ますか。

もう一点は、上山さん速水さんが思って
おられる、立木価格だけを話し合われてい
る状況をどう見るかという話で、研究者が
何も研究していないという話ありました。
適正な立木価格を実現させるために必要な

施策なり、生産者側の取組にはどのような
ことがあるか教えて下さい。

速水 森林組合の請負一人親方制度、それはそれで構わないと思います。できれば、
森林組合の作業班を独立させるときは、事
務能力を持った者を雇用できるような補助
体制を作つてから、独立させる形にしない
とダメでしよう。民間企業にいたとか営業
をやれる人がいない限り、労働者だけの独
立はあり得ない。

木材の適正価格というのは、市場価格で
決められるのかどうかというのは、林野庁
は価格に影響を及ぼすような施策は止める
べきだという趣旨です。そこがポイントで
す。間伐補助とか、生産量の管理を林野庁
がやつてはいけないのです。補助金は再造
林とか木材需要拡大ぐらいでいいんじやな
いですか。というくらいの思い切つた気持
ちは持っています。それで適正価格になる
かどうかは分かりません。

上山 適正価格はどうなのかというのは一
番難しい。金錢的なものはきちんと出てき
ません。しかしこれまで、山元が系統を
経て原木市場に出して、1^m手取り2千円
です。日田では今、丸太価格が少し高くなっ
て、皆伐材で1^m平均12千円ぐらいでしょ
う。それで山元の手取りは4千円ぐらいで
す。適正価格は金額的にきちんと出ません。
流通の中で、山元にどのくらい落とせるの
か、われわれ山元の人には分かりません。

非公共事業で協定販売ができるようにな
りました。しかし、価格設定が市場価格を
基にして出されます。そうではなくて、新
しく製材所と山側が直結して価格を設定す
べきです。新しいシステムのための非公共
事業であれば、山元に有利な価格設定をやつ
ていくというのが私の思いですけれど、な
かなかそこまで至っていません。ですから
流通過程の中で、どこまで山元に残せるか
を議論する必要があると思います。

山元に最低限 6千円ぐらいは残すべ
きです。そうなれば皆伐で5百^mあれば3
百万円になりますから、公務員の平均年収
の半分ほどの収入になります。

元大学教授 学者に対する批判がありま
した。学者の端くれとして一言述べます。適
正価格問題を一生かけて研究されたのが私
の恩師、平田憲夫先生です。昭和40年に林
業経済に「木材価格」をきちんと計算する
方法を発表しました。提案型の理論でした
が、誰にも理解されませんでした。今思え
ば市場経済で決められる木材価格に対して、
こちらから提示しようと。先生はゼロベー
スで原論の段階までさかのぼって、林業經
營の正しい理論を提言されました。

もう一つ、藤沢秀夫さんと團地法人經營
についてシミュレーションを土台に研究し
ました。山形県金山町で3千haの森林を対
象に、木材生産から最後の流通まで全部含
めて、広い意味での林業經營を考え利回

りを計算すると3%ぐらいになる計画を立てました。

私は農林漁業成長産業化支援機構で、一次産業・二次産業・三次産業をいかに結合して付加価値を生み出すかという議論をしています。林業はもともと一次産業・二次産業・三次産業を含めた六次産業的色彩が強いわけです。

速水さんが問題提起されましたけれど、所得配分というか製材あるいは建築業あるいは山側の林業家がどのくらいの所得を得るかという配分の問題は、一次二次三次産業をいかにうまく結合して統括するような事業体が、その配分の問題を含めて計画することが理想だと思います。それは言うべくして実現できませんけれど、そういう地域全体としてお金の循環で山側にどのくらい届くかを組織化する形ができなければいけないと思います。

林業100年の計をいかにして立てるかです。ほとんどの林業経営が赤字の中で、速水さんは黒字を計上しているということが不思議です。林業の性格をどう考えるか。金をかけないで自然に任せておけばいいという意見もありました。それも一つの考え方だと思いますけれど、そういうことも含めて議論して一つの形を作り上げていくのが、国民森林会議の役割だと思います。

速水 私は学問を人事にしているつもりです。ただし、ここ10年間ほどの林業の変化

に、学問はもう少しついてきてほしいとう思います。

どうして黒字を出しているかというと、一つは徹底したコストダウンしかないんです。木材価格が上がれば問題はないんですけれども。早い時期にハーベスターを入れましたが、計算してハーベスターを止めました。問題はていねいな造材をすることです。木材はすべて選別です。私は今、ほとんど皮を剥いた丸太に変えています。枝を打った丸太も剥皮して売っています。私の山は平均して m^3 2万何千円かで売っています。ところが皮を剥いた丸太は、4万円～6万円で売っています。

木材需要はどこにでもあると思っていましたので、需要を見つけるか見つけないかが勝負だと思っています。今は、板材と壁材の需要に目標を合わせて、板材と壁材を作っているメーカーと連携して、そこに2m材を買って下さる製材所の方を連れて行って、2m材の価値を話して高く買ってもらうやり方をしています。そういう細かい努力を従業員全員が行っています。仕事が終われば、必ずツールボックスミーティングを行います。新しい現場に行けば、午前中の仕事が終われば、必ず土場で造材についてみんなで議論して、午後の仕事にかかる。木材をどう売るかということを、木に触る職員全員が分かっている。そういう教育を継続しています。そこに尽きると思います。

私は、現場教育の勝利が私の勝利だと思っています。

森林組合の問題は、現場の作業員と内部の職員との意識の乖離もありますし、教育の乖離もあります。日本の森林組合のレベルが向上しないのはそこだと思います。大学教授 私は林業経済ではなく地球環境学分野の者です。先月アメリカの森林学会に出席して、印象的なことがありましたのでご紹介します。

アメリカの西海岸では、国有林・企業林・小規模森林所有者の2極分化あるいは3極分化が進んでいます。その中でも、保護団体などが必ず環境配慮を進めています。先ほど速水さんから、3割は複層林にするという話がありましたけれど、日本の場合は國民から見て非常にわかりにくいのではないかでしようか。むしろ小面積皆伐で、たとえばアメリカの西海岸では、皆伐してすぐの状態は、非常に生物多様性が高いのです。複層林が同じ樹種だと、国土保全上誤りはあるかもしれませんけれど、むしろ開発地の生物多様性の方が高い。ですから多様なステージの森を作る方が、大事なんではないかという印象を持っています。

速水 最後の話、私は同意です。私自身、生物多様性林分毎の生物多様性の変化は、人工林では非常に明確に分かりますので、平面的にある一定の小面積を出すわけですから、ある一定の広い面積に小林班がさま

ざまな林業を出すということは、それ自体が平面的な多様性を確保できているという発想です。そのときに皆伐の場所における、例えば明るい場所を好む生物とか、そこに新しい風が入ってくるとか、そういうような形の多様性の変化というのは、すごく大きいと期待しています。もうひとつ、そこに時間軸を入れて、人工林だから10年経つたら20年生になる。あるいはそのうち皆伐されてしまうというような時間軸と平面的な多様性を見ていくと、日本の小面積所有の結果としては、人工林は案外多様性の安定した場所になるのではないでしようか。ただし、常に環境配慮が行われるという前提を入れて管理すればそうなっていくと思います。最後の話は大いに賛成です。

国民森林会議 速水さんがESG投資、環境とガバナンスに関して関心を持っていらっしゃる。そうした声が世界的な潮流になっていて、日本でも関心が高まっている。それは森林が公的・社会的な性格を持つものであるが故に、そういう所への配慮が至らなければいけないという考え方で来ていると思うんです。今日の話だと、補助金ばかりだと市場での取引価格で再造林費も出ないところでやりとりされているのはおかしい。それが延々と続いているような状況です。特にスキの価格は下落しちゃなし、それに対して林業経済学者は何も言わないのはおかしいと言われました、林野庁は黙

認している状態です。そのような中で、ESG投資にどのように期待されているのか。あるいは日本ではどのようにその流れを作っていくべきだと思いますか。

速水 林業体にそういう投資が向いてくることは反対です。なぜならば、林業全体が決してそういう傾向を持っていないんですね。甘く見れば、林業全体はすばらしいけれど、厳しく見ればおかしいところだらけです。私はFSC認証を導入した者として、認証がきわめてその面で高く評価されています。それを見た人たちが認証に乗ってくることによって、生物多様性から海外の人権問題まで含めて、少し意識する林業関係者が増えてくることに期待をしたいということです。

平成28年木質バイオマスエネルギー 利用動向の調査結果

林野庁は昨年末、標記調査結果を公表した。同年にエネルギーとして利用された木質バイオマスは、前年に比べて薪、木粉は減少（それぞれ2・6%、12・0%）したものの、木材チップ、木質ペレットは増加（それぞれ12・0%増、34・1%増）した。

特に、木材チップのうち間伐材・林地残材に由来するものの利用量（1992万乾燥トン）は、前年に比べ64・2%と大きく増加した。特に発電を行う事業所における利用が大きく増加した。発電機を所有している事業所では前年に比べて102・2%増となっている。

また、発電機数は、前年に比べ8基増加しており、これを用途別に見ると、充電を目的としたものが16基増加した。こ

れらのことは、再生可能エネルギー固定価格買取制度の認定を受けた複数の木質バイオマス施設等が稼働を開始したことにより、間伐材・林地残材等に由来する木材チップが多量に使われ始めたことを示している。

ボイラーナンバーは、前年に比べ27基増加した。用途別に見ると、ペレットを燃料とするものが若干減少（20減）する一方で、薪、おが粉を燃料とするものが増加（それぞれ27基、15基増）した。用途別に見ると、暖房のみの利用12基減少、する一方で、冷暖房や給湯に利用するボイラーナンバーは増加した。このことは、ボイラーナンバーが従来型の暖房利用にとどまらず、多様な用途に使われ始めたことを示している。

国民森林会議の今後の方向性をどう考えるか

同じ表題の、昨年の総会向け文書で、「平成28年森林林業基本計画では、人工林に主伐期が到来したとの認識を初めて明示し、この認識に基づいて『林業・木材産業の成長産業化』が全体に強力に打ち出され、これまでの『森林の多面的機能論』は、大きく後退するものとなりました。また、燃料材という項目が新設され、これまで密かに黙認してきた短伐期皆伐を声高に唱導するようになつたのも特徴的です。」と書き、若齢間伐や荒い間伐の横行に対し、警鐘を鳴らしました。

このような基本計画の変化は、それに先立つて実施された、施行規則の改訂などによる規制などの大幅な緩和を伴つて現れたものでしたが、昨今打ち出された「新しい森林管理システム」は、その流れの集大成ともいふべき姿を現しています。今回の評議員会では、そこに議論が集中し、国民森林会議の目指すべき方向として、以下のような確認がなされました。

森林・林業の国際的趨勢は、1992年の国連環境開発会議での森林原則声明とアジェンダ21、翌年のモントリオールプロセスの開始（1995年に7基準67指標の採択）以降、生態学的な基礎の上に規定される「持続可能な森林管理」を基本理念として掲げ、順次具体的検討を重ねながら、進展を図ろうとしている。しかし、これを批准しておきながら、また、林野庁はモントリオールプロセスの事務局までを引き受けながら、その国内における実質化は遅々として進まない。例えば、2001年制定の「森林林業基本法」の中に「持続可能な森林管理」の片鱗を読み取ることは可能だとしても、産業政策や予定調和論の立場からの記述が中心に座つたままという基本的性格は変わらず、さらに、国内での森林・林業の具体的な施策展開を見れば、それに逆行する動きを強めていることは明らかである。そして、今回の「新たな森林管理システム」に対して原則的な立場から根本的批判を加えるとともに、次善の策として改良のための提案（例えば、意欲のある森林所有者や自伐林家など小規模所有者の位置づけの明示、市民の入林権や経営管理へのアクセス権の尊重、長伐期択伐針広混交林

即ち、義務である「適時での伐採、造林、保育」のできない森林所有者から「経営管理権」を市町村に集中的に移行させ、また毎に団地を形成、その上で経済的な取り扱いの出来る団地は川下の素材生産業者に委ね、まとまりのないものや経済的な取り扱いのできないものは市町村が管理する形にして、後者を新たな森林環境税で支えていくという図式になっている。その基礎には50年前後での皆伐、再造林を当然視する考え方がある。これを許せば、荒い間伐に統いて、野放図な皆伐が拡大し、長期における育林努力やしっかりした技術が消滅し、さらには次世代以降の人たちに向けてのしっかりとした産業基盤をも失ってしまう恐れがある。

国民森林会議は、このような、この10数年集大成ともいえる「新たな森林管理システム」に対して原則的な立場から根本的批判を加えるとともに、次善の策として改良のための提案（例えば、意欲のある森林所有者や自伐林家など小規模所有者の位置づけの明示、市民の入林権や経営管理へのアクセス権の尊重、長伐期択伐針広混交林

施業など多様な施業の尊重、市民向けに豊かな生態系としての森林空間を育成する事業への支援、多様な樹種・材の価値化や付加価値を高める方向への支援、市場経済的な取り扱いと異なる地域経済的な取り回しやコミュニティソリューションなどの支援など)もしていくことが必要となっている。これらの議論は、この1年の国民森林会議の基本事業、提言の作成、講座の開設、会誌の編集に直接絡むものである。

同時に、これら外部への発信とは別に、組織の内部でも、森林・林業における持続可能な管理とは何か、それを定着させるための経済・社会構成とは何か、サブシステムをどう作るか、林業生産をしていれば環境機能も維持できるとする予定調和論の功罪とは何か、公共財(社会的共通資本)としての森林の管理や市民との関係性はどうあるべきか、持続可能性の視点から林野労働の社会性をどう確保するか、豊かな農山村と森林・林業、生活林などとの関係はどうるべきかなど、国民森林会議の基本理念や結成目的に関わる論議を深めていくことが必要となっている。この議論は会の性格規定と関わるもので、今日における立ち位置を明確にするためにも避けて通れない議論と言える。

この議論については、会誌の中でもその場を取るなど、機会を広げるとともに、時間も少なくとも1年ぐらいはかけて、じつ

くりと進める必要がある。それと並行する形で、会員拡大やホームページでの会の紹介に使う、当面の案内用書面(※1参照)とは別の、紹介書面の決定版を作成していただきたい。

また、組織や事業そのものにかかる議論も進める必要がある。国民森林会議の事業とは何か、事業のための経済的基礎や林野労組との関係、会費や報酬などについても再度明確にすることが必要となっている。

特に、事業内容については、現実の事業としては行っていない事業が会則の中にあること、常任幹事の中に「専門家集団としての性格を活かし、提言の作成・公開講座やシンポジウムの開設・会誌など情報発信に徹すべし」との意見もあることなどから、事業についての再確認や会則の見直しを早急に進め、出来ればこの総会で、遅くとも1年後の総会では確定する必要が生じている。

※1 会の案内文書 「入会のお誘い」

これは、国民森林会議の設立趣意書とは別に、今日的な情勢や問題意識に合わせた案内文書が必要と考えて、作成されたものです。

「国民森林会議は、日本の森林・林業の

未来を憂う有志の人たちにより、任意団体として1982年に設立されました。設立の趣旨は、森林を巡る諸問題の解決は、決

して林業関係者だけに委ねておくべきではなく、美しい国土と緑を子孫に残すために、日本の森林はどうあるべきかを、国民的合意を図るように努めていくというところにありました。このような趣旨を生かして、当会議の英語名は、「People's Forest Congress」としています。

日本の森林・林業の状況は、国民森林会議の設立当時に比べて一層深刻になっています。森林・林業の問題は、より強く地球環境問題、グローバルな市場経済の問題の中で捉えなければならなくなっています。そして持続可能な循環型社会の構築のために、生産と環境の調和した持続可能な森林管理をどう進めていくか、ということが強く問われるようになっています。そのことは林業の担い手、山村、地域社会のあり方、林業と木材産業との関係、都市と山村の関係のあり方までを、国民全体で考えていかなければならぬということになります。

私たちは、以上のような国民的立場から、将来の森林、林業や山村のあり方を方向づけ、提言としてまとめ、その実現を期したいと思っています。このためには、広い視野と長期の展望に基づいた英知の広範な結集がぜひ必要です。

多くの方々のご賛同とご入会を望む次第です。

国民森林会議第三六回総会議案

二〇一八年三月一〇日
東京・千代田区・連合会館

総会次第

二〇一七年度活動報告

1 提言委員会の活動

平成29年3月の総会において、藤森隆郎提言委員長の本会会長就任に伴い、泉英一提言委員が提言委員長に就任しました。また、提言委員として、大住克博（鳥取大学教授）、松下芳樹（前香川県林務課長）の両氏が就任しました。これまでの委員（山田純、富村周平、中田無双、城戸檀、久米歩）を合わせて総勢9名の体制で提言作成に取り組むことになりました。

メールでの意見交換を行いつつ、9月4日に第1回提言委員会を開催しました。自己紹介に引き続き、今年度の提言テーマについて話し合いました。その結果、①これまで3年間の提言を踏まえ、それらを総括する方向で、「持続可能な森林管理（経営）」について、真正面から取り上げることとし、藤森会長、大住委員がたたき台を作ることになりました。②また、林野庁の補助金の在り方が、近年の荒い施業に直結していることに鑑み、

「林野補助金問題」も提言テーマの候補とすることにしました。

12月9日に開催された当会第4回公開講座のテーマを「林野補助金問題を考える」とし、速水亨（速水林業代表、㈱森林再生システム社長）、上山和豊（日田郡森林組合理事）の両氏をお招きし、講演していただくとともに、活発に議論を交わしました。林野補助金の問題が、多面的、多角的に明らかにされました。これららの内容は「国民と森林」春季号に掲載されました。

五、活動方針と予算案の審議

六、閉会

引き続き記念講演

講師 志賀 和人氏

（筑波大学教授）

テーマ 新たな森林法制をどう構築するか

－日本・イスの比較

制度分析を起点に－

しました。さらに、林野補助金問題についてもできるだけ織り込むことになりました。

ところが、平成30年1月23日付の「林政ニュース」に、林野庁がこの通常国会に「森林経営管理法」（仮称）を上程するとの記事があり、情報収集に努めた結果、昨年9月に提案された「新たな森林管理システム」の考え方を中心にあることが分かりました。さらに検討の結果、きわめて問題の多いシステムであることが判明してきました。そこで、委員の間でメール等を使用して協議した結果、この問題に早急に取り組み、提言あるいは意見書という形で緊急的にとりまとめていくことにしました。このような方針については、2月3日開催の評議員会で議論し、了承されました。

今後の予定としては、2月中旬に提言（あるいは意見書）をとりまとめ、3月10日に予定されている常任幹事会及び総会において了承を取り付ける予定です（評議員にはメールまたは郵送等にて案に対する意見を個別に求めることとします）

2 公開講座の活動

本年度は、お出かけ公開講座を開催せず、NPO木の建築フォラムと共に開催シンポジウムを開きました。両団体は、設

立の経緯に重なるものがあり、共催でシンポジウムをもつた経験もあることから、姉妹関係を有すると互いに自認する関係にあります。シンポジウムについては、突っ込み不足の面も残りましたが、参加者に好感をもっていただいたようで、今後も継続することになりました。他の講座のテーマ設定については、持続可能な森林経営を基本テーマに、視野を幅広く持ち選択しました。

第1回 4月8日（土）

講師 赤堀 楠雄氏

（フリーライター）

テーマ 「木の活用をどう高めるか」

第2回 6月10日（土）

講師 羽澄 俊裕氏

（野生動物保護管理事務所
WMO代表取締役）

テーマ 「シカ、イノシシ問題にどう対応するか」

第3回 11月4日（土）

テーマ 「NPO木の建築フォラムとの合同シンポジウム

テーマ 「森林管理と建築から考える大径材の利用」

パネリスト

赤堀 楠雄氏（フリーライター）

大久保憲一氏（長野県根羽村村長）

村田 光司氏（森林総研ディレク

ター）

第4回 12月9日（土）

講師 速水 亨氏

（速水林業代表）

上山 和豊氏

（大分県日田郡森林組合理事）

テーマ 「林野の補助金問題を考える」

以上の公開講座、シンポジウムは全て林野会館を会場としました。詳しくは会誌に掲載されておりますので、そちらをご覧ください。

3 会誌・ウェブサイト

(1) 会誌

会誌

「国民と森林」は、当初計画通り140号から143号まで4回発行しました。

本年度も、内容は、従来の方針を踏襲し、巻頭言、公開講座の記録が中心になりましたが、夏季号（141号）と新春号（143号）にそれぞれ、富村周平さんの『林業は甦るか（その3）ヨーロッパの森林の歴史から』『（その4）我が国の森林・林業の歴史（上）から』という力作を掲載しました。

藤森 隆郎氏（本会会長）
安藤 邦廣氏（NPO木の建築フォラム理事長）

(2)

ウェブサイト

本年は、ほぼ順調にホームページの更新が出来ました。内容については特に変更はなく、一般の方々にお伝えできることについても、例年同様会誌の概要と公開講座の開催に限られております。会誌については、創刊号からの紹介もでき、後ほんの数年分を残すのみとなりました。会員内外からの情報の提供や投稿については特に報告できることはありませんでした。

4

共催・講演会の活動

例年に引き続き、「森林フォーラム」、「八ヶ岳自然と森の学校」の行事を会誌に紹介するなど支援しました。

5

(1) 組織の活動

総会で選出された役員が、結成理念や会則、情勢などを踏まえたうえで、基本方針を立て、事業計画などを提案し、総意の賛同を得、会員全体でその実現に当たるという民主的な組織形態を当会はもっています。一方で、経済事業は行っていない割に大きな事業を開いているため、正会員の会費だけでなく、林野労組関連の個人や団体からさまざまの支援（賛助会費や事務員の提供）があつて事業が推進される

という特殊な性格をもっています。これは、「金や人は出しても、口は出さない。その代わり国民の関与なしには良好な森林・林業の展開は期待できない」という問題意識に立って、主として知性の分野から、しっかりと国民の立場に立った貢献をしてもらいたい」という設立時の約束が今も生きていることを意味します。そのため、提言の作成、公開講座の開設、会誌の発行は、本会の存在意義に関わり、組織の実体とも言えるもので、また、そこに求心力が生まれ、それを通して組織が維持・運営されるという関係になることから、まさに本会の要と言えるものです。その意味では、その3つの活動のどれもが組織の活力や運営に関わることになり、そういう自覚をもつて取組むことが必要です。その視点から報告を作成することが筋ですが、すべてに触ることはできないので、ここでは、昨年特徴的だった、公開講座のシンポジウムについて取りあげることにします。

昨年度は、お出かけ公開講座をお休みし、NPO木の建築フォーラムと共同で、大径材の利用をテーマとするシンポジウムを東京で開催しました。これは、環境機能との親和性が高く、経営的に有利なはずの長伐期施設が、そこから生産される大径材についての市

場評価が低迷しているため、普及しきくなっている現状を何とか打開できないか、低迷の原因はどこにあり、どうしたら打開できるのかを、積極的に「木の建築」を追求する建築サイドを交えて考えようとするものでした。現場では規格通りの、狂いや曲がりのない材料が求められ、乾燥の難しい大径材は評価されにくいとか、集成材や合板にしたり、総壁の中に隠したりするので、従来の価値観が通用しにくくなっているとかの問題は広く指摘されてきたところですが、今回、間伐や枝打ちなど手入れがされていないため、昔の大径材と昨今の大径材とは全く別物だという頭の痛い指摘もありました。他方、それでもやはり大径材がふんだんに使えるようになるのは、内装材の生産、断熱、耐火、耐力、設計自由度などの面で有利なので、大径材の利点を生かした建築をしていけば、もっと評価を上げていけるはずという発表もありました。良質な森から大径材を中心にも多様な樹材を生産しようと考える林業者サイドと、良質な木の建築を広げていくこうとする建築事業者サイドとが共同していくことの大切さを改めて感じたシンポジウムでした。

高知、静岡、静岡、宮崎、秋田と統けてお出かけシンポジウムは、生

生物多様性や多面的機能を重視する森林生態学の視点から、短伐期機械的生産の傾向を強める大規模林業よりも、農家林家や篠林家による中小規模自営の丁寧で弾力性の高い林業経営の中に大切なものを見出し、その評価を挙げようとしたのでした。その中で、長伐期多間伐施業を軸に生物多様性豊かな採伐林や混交林への展開を図ろうとする林家、地域が少くないことも知りました。今回のシンポジウムは、その流れの一つの帰結であり、現段階における集約点とも言えます。それだけにそこで得た情報を現場にしつかり還元していくことが求められると同時に、それが組織の活力につながると自覚する必要があります。

森林・林業の「知」の集団である国民森林会議が、東京一極集中から離れ、山村や地方の現場に身を置いて、何が起きているか、真摯に問題を感じ取るだけでなく、それを大きな視野で整理し、そこから課題と可能性を見出し、それを地方の現場に返していくことの大切さは、毎年繰り返し触れてきた事柄ですが、本来の国民森林会議のありようや意味を考える上でも重要です。というのは、国民森林会議の結成趣旨には「会員個々の専門力量を發揮し、国民の共有資産としての森林・林業・

山村が抱える問題の解決に寄与する」ことが求められているからです。その立場から、地方との意思疎通、情報の受発信、会員間や役員との間の連携は運営上の大原則として今後とも順守していく必要があります。会員においては、より一層の積極的活動と社会的貢献をお願いしたいところです。また、今日的情勢にあって、新たな知性の発掘・獲得に努めるとともに、会員の力量が発揮しやすい活動にしていく必要があります。会誌には紙幅の関係で限りがありますが、できるだけそういう機会を設ける一方、情報媒体の主流となっていて、しかもスペースに限りのない電子情報については、大いに活用していただきたいと考えます。

(2) 機関

- ① 総会は二〇一七年三月一日に開催し、原案通り決定されました。
- ② 評議委員会は、二〇一八年二月三日に開催し、評議員一名、ブロック幹事二名、常任幹事五名のもとで、総会議案、その他重要事項、特に新しい森林管理システムについて集中的審議を行いました。
- ③ 常任幹事会は、会長、事務局長と常任幹事一〇名によって上記の公開講座の日の午前に年四回開催し、総会で承認された決定事項に基づき、

(3) 会員

提言の作成、会誌の編集その他の運営について協議しました。

今年度も会員の拡大、会員との意思疎通に努めました。その結果は次のようになります。正会員が若干でも増えたのは、久方ぶりで、新幹事の積極的な働きかけが成果となつて表れたものです。一方、昨年に統じての賛助会員の減少は、高齢化や永年会費の不納の生じていたものなどを整理させていたいたことによるものです。（）内は前年度総会時の数値

正会員	九〇名（八九名）
賛助会員	個人一〇〇名（一〇六名）
	団体三〇団体（三一団体）

常任幹事は会員の拡大に向けて、周囲に入会を要請したり、入会のお誘いに使う案内文書を作成したりしました。後者は、小文の簡単なものです。現在の情勢や問題意識に合わせて作成されたものです。会員の皆さんのが活用されることを望みます。

影響は生じていませんが、会員増（特に若齢層の増加）を積極的に図るため、より一層の電子情報の充実、会費や会則の検討などを進める必要が指摘されています。

二〇一八年度活動方針案

1 提言委員会の活動

来年度の提言委員会の活動としては、林野庁の「新たな森林管理システム」に対する提言（または意見書）を例年通り5月に提出することを目指します。

また、今回の「新たな森林管理システム」の考え方は、国の「森林環境税」の議論に関連して登場してきており、国民と林政が関わる数少ない政策問題となっています。そこで、この問題に関して、林野庁や関係省庁だけでなく、関連する団体とこの問題について協議する場を設けるとともに、国民に対するアピールを行ふことも今後考慮していくと考えています。

日本の森林・林業・山村・林産業が直面している諸問題の根底には、日本の森林に関する法制（森林法、森林・林業基本法等々）が国際標準から大きく遅れていることにあると認識しています。林野庁という役所は、森林法や森林・林業基本法に基づいて仕事をするしかありません。

そこで、提言委員会としては、「日本森林法制のゼロベース見直し」を掲げて活動を開始しています。その最初の取り組みであり、これまで検討をしてきた「持続可能な森林管理（経営）」については、来年度のテーマに回すこととしています。今後、公開講座を含め、森林法制の見直しに関するテーマを企画していきます。

2 公開講座の活動

常任幹事会では、公開講座のあり方は、国民森林会議の提言内容を広く知つてもらう場に軸足を置いていくこうということになりました。その上で、当初は、2017年度から2018年度にかけて計画していった提言内容の「持続可能な森林管理」、「補助金のあり方」、「林野庁データの不確実性」などを公開講座のテーマにする予定でした。

しかし昨年末から今年に入つて、国の「新たな森林管理システム」とそれに連動する「森林経営管理法案（仮称）」の動きが急展開されてきています。そしてそれは国のかたな「森林環境税」の制定とも結びついています。この動きは日本の森林・林業と国民との間の極めて大きな問題です。

そこで、このような動きに対しても、本公開講座はまず「新たな森林管理システムについて」を探り上げ、続いて「持続可能な森林管理について」をテーマとし、その後のテーマについては、提言のまとめ方に応じて決めていきたいと考えています。

第1回 4月14日（土）

テーマ 「新たな森林管理システムについて」

講師 国民森林会議会員と外部から選出

第2回 6月9日（土）

テーマ 「持続可能な森林管理について」

講師 国民森林会議会員と外部から選出

第3回 9月8日（土）、9日（日）

シンポジウム（お出かけ公開講座）

テーマ 「新たな森林・林業への取り組み」

講師 奈良県
場所 国民森林会議会員と、奈良県で新たな森林・林業のビジョンに向けて取り組んでいる団体の会員から選出

第4回 12月8日（土）

テーマ 「未定」
講師 「未定」

シンポジウム以外の3回の講座は、林野会館が会場です。いずれも午後

1時からの開催です。

第回総会終了後、岡野健氏から「合板とセルロースファイバー」をテーマとした講演をしていただきました。

3 会誌・ウェブサイト

(1) 会誌

これまで編集実務の中心を担つてこられた常任幹事の吉藤氏が諸事情により前面に出ることが難しくなってきました。そこで編集体制の充実・再編を進めることにします。

編集方針については大きく転換する

ことはありませんが、本年度から「会員の広場」というコーナーを設け、会員諸氏の紹介をしていく予定です。個人情報の取り扱いの問題もあって、長く会員であっても、どんな方が会の中にいるのかわからなくなっていますが、これを通じて、会や会員への関心が高まり、会員間、あるいは役員と会員の間での意思疎通が図られたり、会員拡大につながったりすることを願います。

公開講座と提言が編集内容の中心を占めますが、富村さんの論文「林業は甦るか(その5)」を掲載し、また、同氏がリードしてきた「林野データの現状と科学的改善」についても、精確性を高めながら、展開していく予定です。さらに、提言と歩調を合わせ、マンネ

り化している我が国林政を刺激するような記事をできるだけ掲載していきます。その中で中心的なテーマとなるのは、「持続的森林管理(経営)」とは何か」というテーマで、それとは対極にある「新しい森林管理システム」については厳しく批判をしていくことになります。特に現在提言活動が活発化しており、そこで論議、評価された論説や各地の林業経営者や山村のリーダーの率直な声を取り上げ、世論の形成に役立つような内容にするよう心がけていきます。

(2) ウェブサイト

2017年度においても公開講座開催ごとに更新ができるよう早めの準備を進めることを目指します。定期的更新を確実に実現することで、国民森林会議の活動を多くの人に知つてもらえるようにいたします。

サイト全体の構成については大きな変更は加えません。そうすることで更新作業に影響のないようにするのはもちろんですが、フェイスブックの国民森林会議サイトでの情報発信の方を重視して、会員外の数多くの方々への企画告知ができる形を目指します。

国民森林会議は例年申し上げることですが森林・林業における『知』の集団です。森林・林業に关心を寄せる方々

の認識を高め、技術的な指針となるものを作出しています。そしてそのことを通じて、若い人たちの加入を促さなければなりません。Webによる情報発信がそうした取り組みへの有効な策となるよう会員のみなさまのより一層のご協力を願います。

4 共催・後援の活動

引き続き、「森林フォーラム」及び「八ヶ岳自然と森の学校」、その他各地の幹事会で決めた事業を支援していきます。

5 組織の活動

(1) 組織の形態と運営

組織の活動の要になる提言、公開講座、会誌の内容についてはそれぞれの項目で触れたので、ここではそこで触れていない組織の内外で進めるべき議論や運動論に触ることにします。まず対外的な部分では、提言の作成、発信の枠組みが従来より大きく広がり、特に発信部分では、各政党議員の他、林業経営者協会、森林組合、自治体の林政担当者、各地のNPOグループ、マスメディアの主幹クラスに向けての発信が重要になり、また、フリーランスを含む森林・林業ジャーナリズムや出版関係者の中に自立的、持続的な性格を持つ会合を組織化(あるいは強化)

することが重要になります。

同時に、会の内部でも、持続的森林管理とは何か、それを定着させるための経済・社会構成とは何か、サブシステムをどう作るか、林業生産をしていれば環境機能も維持できるとする予定調和論の功罪とは何か、公共財（社会的共通資本）としての森林の管理や市民との関係性はどうあるべきか、持続可能性の視点から林野労働の社会性をどう確保するか、豊かな農山村と森林・林業、生活林などとの関係はどうあるべきかなど、国民森林会議の基本理念や結成目的にも関わる核心部分での論議を深めていくことが必要です。特に予定調和論については、会の結成以来、会員それぞれで見解を異にする部分があるので、議論を深めていきたいと思います。

また、報告の項でも触れましたが、ロック幹事の方には、地方からの発信と地方における活動の進展への貢献を心がけるようお願いいたします。内部での意思疎通については、会誌の新コーナー「会員の広場」や電子情報の活用を通じてその前進を図ります。

また、会務のうち、幹事会で決裁でき部分の見直しについては漸次進めていますが、総会マターの会則についてもその見直しを進めていき、次

期総会で提案をしたいと考えています。特に、全林野から林野労働組に編成される際に、先行き不安が生じていたために財務対策として打ち出した経済事業については、実行していない実態との間に大きな乖離が生じており、再検討が必要です。また、入会しやすい環境を作るうえで、会費などの検討も必要と考えています。

(2) 機関

- ① 総会は、二〇一九年三月九日に開催する予定です。
- ② 評議委員会は、評議員、常任幹事、ロック幹事とで構成し、総会議案その他重要事項の審議を行います。二〇一九年二月九日に開催する予定です。

(3) 常任幹事会は、会長、事務局長、

- 常任幹事とで構成し、総会で決められた方針に基づき、日常の業務を執行します。定例の幹事会は年四回、原則として公開講座当日の午前に開催します。
- ④ 拡大幹事会は、常任幹事とロック幹事とで構成し、必要に応じて開催します。

6 役員

会長交代に伴い、昨年の4月から新しい役員態勢で臨むことになりました。その柱となる常任幹事会は、藤森、山田、吉藤、相田、熊崎、富村の常任幹事に、新たに泉英二（愛媛）、赤堀楠雄（長野）を加えた8名で構成することになり、新会長に藤森が、提言委員長に泉が就任せています。（ここでは、内山節氏、増田美砂氏、手塚伸氏、山本信次氏は非常任の幹事として位置づけます。）また、安田林業の安田孝氏が、手薄だった中国地方のロック幹事に就任されました。只

積皆伐」「画一的間伐」「新たな森林管理システム」批判の国民的運動を通じて知り合い、信頼を深めた方々、森林・林業・山村のリーダー層に当会議への参加をお願いして参ります。また、電子情報の内容を充実させ、森林・林業に関心を寄せる若い人たちにもアクセスしやすい環境を作るなど、会員の拡大に努めます。

(4) 財政基盤

- ③ 会員
提言、公開講座などの活動を通じ、参加して下さった方々との関係を深めると同時に、「若返り」「短伐期、大面

木良也氏は評議員として留まり、引き続きお力添えをお願いすることになりました。

評議員や評議員会については、昨年の総会でも触れたように、その異動が累積してきたため、また、会合参加者数の減

少の実態にも目を向け、その位置づけや見直しの議論を進めていきます。プロジェクト幹事の継続が難しくなった杉山要氏については、出来れば、新たに常任幹事としてお迎えし、議事録の作成、編集補助などの面に携わっていただけないか、打

国民森林会議 第三六回総会

日 時 二〇一八年三月一〇日（土）

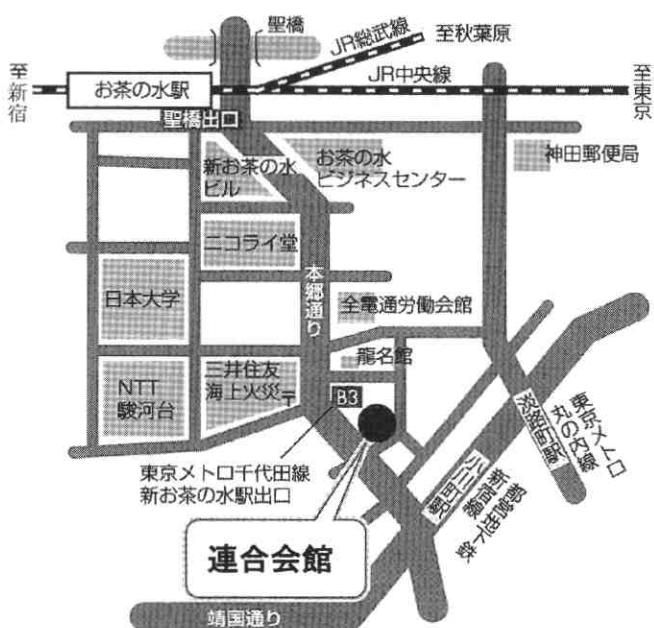
午後一時から

会 場 連合会館 四〇五号会議室

東京都千代田区神田駿河台

三 - 二 - 一

TEL 〇三・二二二五三・一七七一(代)



診して います。また、杉山氏の異動に伴い、かねてから増員要請の出ている中部・北陸地区のプロジェクト幹事について、常任幹事会で検討し、補充に努めます。

2017 年 度 決 算

区 分	項 目	当年度予算	決算額
収 入	正会員会費	380,000	384,000
	賛助会員会費	1,750,000	1,707,000
	賛助会費(団体)	700,000	600,000
	その他		
	繰越	136,145	136,145
	計	2,966,145	2,827,145
支 出	会報発行費	1,200,000	1,235,691
	物品費	10,000	0
	通信費	20,000	19,274
	事務所費	0	0
	資料購入費	10,000	0
	印刷費	10,000	0
	総会費	250,000	203,171
	評議員会費	180,000	144,032
	幹事会費	300,000	384,318
	調査・活動費	890,000	603,434
	提言委員会	350,000	236,078
	定点調査	0	0
	公開講座	500,000	367,356
	教育森林助成金	20,000	0
	調査予備費	20,000	0
	団体加盟費	5,000	15,000
	通役費	30,000	17,080
	小計	2,905,000	2,622,000
	予備費	61,145	
	計	2,966,145	2,622,000
	次年度繰越		205,145
	合計	2,966,145	2,827,145

2018 年度予算

区分	項目	前年度予算	当年度予算
収入	正会員会費	380,000	380,000
	賛助会員会費	1,750,000	1,750,000
	賛助会費(団体)	700,000	600,000
	その他		
	繰越	136,145	205,145
	計	2,966,145	2,935,145
支出	会報発行費	1,200,000	1,200,000
	物品費	10,000	0
	通信費	20,000	20,000
	事務所費	0	0
	資料購入費	10,000	0
	印刷費	10,000	0
	総会費	250,000	250,000
	評議員会費	180,000	180,000
	幹事会費	300,000	300,000
	調査・活動費	890,000	890,000
	提言委員会	350,000	350,000
	定点調査	0	0
	公開講座	500,000	500,000
	教育森林助成金	20,000	20,000
	調査予備費	20,000	20,000
	団体加盟費	5,000	5,000
	通役費	30,000	30,000
	小計	2,905,000	2,875,000
	予備費	61,145	60,145
	計	2,966,145	2,935,145
	次年度繰越		
	合計	2,966,145	2,935,145

森林フォーラムの会活動

二〇一七年度活動経過報告

講師 内山節氏

1 森林フォーラムの会総会について

- ①日 時 1月29日（日）
②講演と討論 「東京の森と生物多様性」
講 師 内山 節氏（代表世話人）
③講 場 林野会館6階603号室
④会 場 林野会館6階603号室
⑤参 加 者 26名

香川県の旅を開催しました。徳島森林管理署の多田署長から徳島の森林・治山管理の状況についてお話を伺い、改めて森林行政のあるべき方向について考えさせられました。その他、西日本第二の靈峰である剣山の登山、かずら橋や祖谷峡の原風景、鳴門海峡や金比羅宮の見学など盛りたくさんのお有意義な旅でした。

2 赤城親しみの森「森林フォーラムの森づくり」について

- 群馬県・赤城国有林内で、「森林フォーラムの森づくり」として、森林整備を行いました。本年度よりすべて日帰りで、倒木・故損木処理、散策道整備、植物観察などを行い、うち1回は『内山節先生の森の哲学塾』を開催しました。開催状況はフォーラムニュースで報告済みです。

- ①開催日 10月15日（日）7名
第5回 11月19日（日）10名
②会 場 群馬県赤城国有林内
「森林フォーラムの森」
③参加者 延べ61名

3 上野村フォーラムについて

- 内山節と歩く「春の上野村の花を訪ねる」を企画し、上野村に咲く早春の花々を巡りました。カタクリと福寿草の群生地の見学をはじめ、プラムの花も満開を迎え、シダレザクラ、ソメイヨシノ、ヤマザクラが下流の満開から上流の蕾まで花いっぱいの上野村を満喫しました。

- ①開催日 9月8日（金）

- ②会 場 德島県・香川県
③参加者 19名

- 5 「森林フォーラムニュース」の発行について
（フォーラムニュースは、一三三・一三四・一三五・一三六・一三七号を発行しました）

- 6 国民森林会議「公開講座」参加状況について
（公開講座は3回開催され、参加人員（森林フォーラムの会会員）は8名でした。シンポジウムには、2名が参加しました）

- ①開催日 5月14日（土）12名
第1回 6月24日（土）16名
第2回 7月9日（日）16名
森の哲学塾開催

- 4 森林・林業視察研修について
「秘境の地、剣山・祖谷峡の原風景を訪ねる」をテーマに、四国・徳島県及び

二〇一八年度活動計画

1 森林フォーラムの会総会について

また、「内山節先生の森の哲学塾」を1回開催します。詳細は、フォーラムニュースでお知らせします。定例の森づくり作業日は次の通りです。

定例の森づくり作業日は次の通りです。

4月15日(日) 日帰り

5月26日(土) 日帰り

6月30日(土) 日帰り

※7月22日(日) 日帰り

9月30日(日) 日帰り

11月18日(日) 日帰り

(※印は、森の哲学塾の開催日)

(2) 「上野村フォーラム」の開催について

恒例の上野村フォーラムは、“紅葉探訪”を企画し開催します。

今年は、「天狗岩または笠丸山周辺」を散策予定です。参加募集人員は20人程度とします。詳細はフォーラムニュースでお知らせします。

・開催日 10月27日(土)～28日(日)

・開催会場 群馬県上野村

(3) 森林・林業視察研修について

・開催日 9月7日(金)～9日(日)

2泊3日

・候補地 石川県 能登周遊

あて(ヒバ)林業地・棚田・塩田・漁業・能登の

自然度の高い森を目指して、針葉樹(カラマツ・アカマツ)を伐採すると

いう間伐作業が入る予定です。詳しい

日程手順や方法などは連絡をもらうことになつており、しっかり注視していきたいと思います。

(4) 「森林フォーラムニュース」の発行について
年5回程度発行します。

(5) 国民森林会議「公開講座」受講について

森林問題の学習講座として国民森林会議の公開講座の受講をお勧めします。

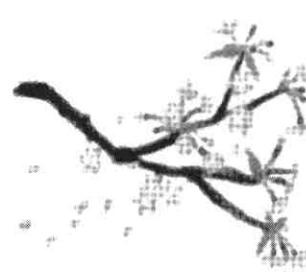
年4回の国民森林会議公開講座の日程は未確定です。

詳細はフォーラムニュースでお知らせします。

・開催日程 4月、6月、9月、12月
(第2土曜日)

・開催会場 「林野会館603会議室」
文京区大塚3-128-17

※開会は午後1時、閉会は午後4時頃



八ヶ岳自然と森の学校

2018年度開講スケジュール

主 催 八ヶ岳自然と森の学校
國 民 森 林 会 議

開講します！八ヶ岳自然と森の学校

2018年度の八ヶ岳自然と森の学校の開講予定ができました。各山小屋で、工夫を凝らした企画を取り揃えております。会員各位、一般の皆さま、八ヶ岳自然と森の学校にふるっての御参加をお待ちしております。申し込みは、直接、各山小屋へお願いします。

八ヶ岳自然と森の学校 2018年度開講スケジュール

番号	日 程	講 座 名	講 師	場 所	参 加 費	簡 単 な 内 容
①	5月25日(金) ～ 6月1日(金)	希少植物保護活動（保護活動従事4時間以上）	みのとの自然を守る会	美濃戸山荘	7,000	1週間の内、参加できる日をエントリーしていただきます。 希少植物の個体調査やグリーンロープ設置等。日帰り参加も可能（要相談）
②	8月25日(土) ～26日(日)	美濃戸の森を歩く	みのとの自然を守る会	美濃戸山荘	12,000	美濃戸から御小屋尾根方面の植生を観察。希少植物も確認します。 また昆虫と生物の関わり方を学びます。
③	6月9日(土)	山のトラブル対処法「低体温症と高山病について」	伊藤 岳 (救急科専門医)	オーレン小屋	9,500 (1泊2食)	現役救急医で北アルプスの夏山診療所にも携わっている伊藤岳先生による登山中に起こしたくないトラブルについて、実際の事例を参考に「予防」に焦点を当て、一般登山者でもできる現場での対応をご紹介します。
④	7月7日(土) ～8日(日)	フラワートレッキング「森から稜線の植生について」	藤森 祥平 (筑波大学植物寄生菌学研究室)	オーレン小屋	20,000	清流と苔の森の植物や樹木、稜線の華やかな高山植物を見に来ませんか！初心者～中級者向け楽々講習会（詳しくはHPを参照）

番号	日 程	講 座 名	講 師	場 所	参 加 費	簡 単 な 内 容
⑤	5月27日(日) ～28日(月) (曜日にご注 意下さい)	バードウォッ チング(里 山から亜高 山帯まで)	林 正敏 (日本野鳥の会 調査会長)	夏沢鉱泉	21,000	八ヶ岳山麓の野鳥を、目 と耳でたくさん確認する ことができます。 観察を通して自然や植生 など全般に興味が広がる、 おすすめの講座です。
⑥	6月30日(土) ～ 7月1日(日)	高山植物の 観察会(桜 平登山口～ 横岳の稜線 まで)		硫黄岳山荘	21,000	

- ◎各コースのお申込み・お問い合わせは、それぞれの連絡先(担当の山小屋)へご連絡ください。
- ◎参加料は宿泊代(1泊3食)・受講料・保険料・税金が含まれます。
- ◎集合場所・時刻・詳しい内容はお申込み時にお知らせしますが、ほぼ午前10頃に最寄りの駅付近、または現地集合の心づもりでご準備ください。
- ◎希望者が少人数のコースは中止させて頂く場合がありますのでご了承ください。
- ◎尚、各コースとも軽い山歩きになりますので、当日は相応の服装、持ち物(雨具・防寒衣類・水筒・弁当・懐中電灯など)とルーペ(虫眼鏡)、双眼鏡などお手持ちの観察用具・筆記用具をご用意ください。

お申し込みは、下記の項目を明記し各連絡先にご連絡下さい。

- ◆参加コース番号名・期日 ◆住所 ◆氏名 ◆年齢 ◆血液型 ◆電話番号(自宅・携帯)
- ◆PCのメールアドレス(お持ちの方)

① ② 美濃戸山荘	③ ④ オーレン小屋	⑤ 夏沢鉱泉
TEL: 0266-74-2728 FAX: 0266-53-4121 mail: yatsugatake.fujimori @nifty.ne.jp	TEL: 0266-72-1279 FAX: 0266-72-1296 mail: info@o-ren.net	
⑥ 硫黄岳山荘		
TEL: 0266-73-6673 FAX: 0266-78-7825 mail: iou@xd6.so-net.ne.jp		

アトランダム雑誌切り抜き

2月

◆バリューチェン化が創造する成長産業／酒井秀夫

林業をしようとするならば、山元が補助金に頼らない林業を設計し、ビジネスとして自立できる仕組みをつくるなければなりません。

機械に投資し、人を雇用し、事業として木材伐採事業を成立させ、売り上げを森林所有者に還元し、所有者は新たに造林して、森林を育していく。このサイクルを繰り返していくことを可能とするためには、山元での集材からユーザーまで、価値を付けて安定供給するバリューチェーンの構築が必要です。原材料供給者から消費者へ原料を供給するときの製品や情報の流れをサプリメントと言いますが、原料を供給していく過程で、価値（バリュー）を加えていく

（原材料供給）と出口（需要）

山元にきちんと利益が還元されるためのバリューチェーンはどのように構築すべきでしょうか。

バリューチェーンは入口

までの林業は、お互いの

たりと、エネルギー商品としての流通を呈し始めると思します。ここに木材よりも強い商品が生まれます。

しかし、このまで持続的な安定供給を果たすことがで

きるでしょうか。バイオマス

発電に例えて言えば、電力消

費者が払うお金が林業のバリュー

チエーンに入って、川上まで

の利害関係者に配分されてい

かなければ、林業の後継者は

育ちません。今の林業不振は

山元にお金が還流されていな

い、水流の欠如にあると言え

ます。

水流を作るのはバリューチェー

ンのコーディネーターの重要

な役割です。発電所からの支

払いが木を伐ってから天然乾

燥を経て1年後では、民間か

ら必要な量の原料の安定供

給はできないでしよう。これ

から天然乾燥というタイムラ

グを解決しなければいけませ

ん。ファイナンスを活用して

水流の慣性力をつけ、山元が

意欲を持つような資金供給

をする必要があります。

最終的には国際競争力のあ

る製品輸出と、そのための製品開発とセールス、供給体制確立に向け、林業の成長産業化と一体の関係にある良質は

化と要です。(AFCフォーラム
2月号)

◆補助金で脆弱化する林業経営

宮／熊崎 実

高い伐出コストと流通コス

トに食われてしまつて、森林

経営者が手にする木材代金が

ごく低いレベルに押し下げら

れている。そこで政府は、間

伐補助金などを支給して何と

か経営を維持させているのだ

が、このようなやり方は林業

経営の体質をますます脆弱に

する恐れがある。

ドイツやオーストリアには、

間伐補助金のようなものは存

在しない。そんな補助金がな

くとも十分やっていけるよう

な競争力の強い林業経営の育

成に政府は力を注いできた。

伐出コストの低減は望めない。

また、高能率の機械類を十分

に使いこなすには作業員の教

育と訓練が不可欠である。中

小の林業経営からすれば、林

道と教育は「公共財」であり、

これだけは 政府の力で何と

かして欲しいということであ

ろう。

日本の林政は、林道と教育

を二の次にして、直接的な補

助金の支給(バラマキ)に終

始してきた。しかし、いくら

補助金を出して、木材の総

生産量は増えなかつた。(あ

るいは、これが山元の木材価

格を押し下げているかもしれない)。森林面積1ha当たり

の丸太生産量は、今なおドイツ・オーストリアの六分の一程度だから、成長量の20%しか利用されていないことになる。この恵まれた資源の利用に向け、コストダウンの努力が真剣になされるなら、日本での林業にも明るい展望が開けてくると確信している。

(山林2月号)

◆スギ並材産地における製材

工場の原木集荷構造と経営

オーストリアの民間の林業団体(農林業会議所)をたずねて、政府に何を期待するかと

聞くと、たいてい1に林道、

2に教育、3に補助金という

ストリアの四分の一のレベルである。

わが国の林野庁もドイツとほぼ同様の、サンプリング方

式で全国的な森林資源調査を一九九九年から実施している

が、公表されているのは森林の人天別の面積と蓄積量だけ

である。林木の成長と収穫の関係がどうなつてているのか、

正確なことは何も分からぬ。

第二期(2007~10年)の調査結果をもとに考えれば、

林木蓄積量60億m³程度と見る

のが穩当だろう。それでも毎

年の林木伐倒量は0・4億m³

ほどだから、成長量の20%

しか利用されていないことにな

る。この恵まれた資源の利用に向け、コストダウンの努

力が真剣になされるなら、日本での林業にも明るい展望が開けてくると確信している。

1990年代以降、住宅業界からの要求の変化に合わせて国産材製材工場も設備投資などの対応に迫られ、2000年代には急速に大規模化が進展した。その中でも規模拡大工場が多く立地する宮崎県都城地域において中・大規模工場7社を対象に2000年代後半から2010年代前半にかけての変化を原木集荷圏、調達方法、製品の販売策などに関する対面調査をもとに分析した。その結果①原木消費量は増加しているものの原木集荷圏は80年代から大きく変化していないこと、②年間原木消費量3~4万m³以上の製材工場で直送比率が増加したこと、③原木調達方法が多様化し、中小規模素材生産業者との間で新たな直送の形態（決済介在型直送）が見られたこと、④製品の販売先では木材問屋に代わり商社が存在感を増していることなどが明らかになった。

本研究では、既存研究で触られている素生介在型直送や協定取引などに加えて、新

たに決済介在型直送といった原木市場の積極的な経営戦略というより、中小規模の素材生産量がある者がいるか、生産業者の信用の低さを補完する手段としての金融機能の利用と指摘できる。

ここで、都城地域における「直送」取引の成立要件を検討する。都城地域に3市場の原木取扱料は増加しているにかかるもかわらず、本研究対象の7製材工場の合計年間原木消費量はその倍に近いもので、地域内原木市場からのお調達では供給が不足していることは明らかである。本研究対象製材工場では、年間原木消費量2万m³を超える製材工場で「直送」を行っており、7万m³を超える製材工場で「直送」比率が50%を超える。ただし、5万m³を消費するD社では立木購入による調達を含めた市場外調達比率をみると50%を超える。広義の直送があるが、原木消費量に着目するが、原木消費量存続があることのほか、製材工場が立地や原木規格等の面で素材生産現場から直接受け入れが可能か、素材生産業者の安

定確保が容易ではなくなり、中に土場（あるいは中間土場）での選木ができ、一定以上の素材生産量がある者がいるか、生産業者の信用の低さを補完する手段としての金融機能の利用と指摘できる。

たに決済介在型直送といつた原木調達を始めるが、そのメリットを享受するには5万m³を超える規模が必要と言えよう。都城地域は50km圏内に10の原木市場があるにもかかわらず、「直送」比率が上昇していること、決済介在直送の域では資源量の少ないヒノキな条件が成立しなければならない。例えば、D社は都城地で合意できるかといった多様な条件が成立しなければならぬ。例えれば、D社は都城地影響していると伺える。原木市場のストックヤード機能を重視するE社（年間4万m³消費）では土地の制約を受けているとみられ、また買い取る原木の規格も細かく設定しているため、厳密な検収を経ない原木調達にやや消極的である。

D・E社に資源面や広義の直送による受け入れ条件の面で制約がなければ、市場外調達比率はさらに押し上げられると見える。以上のようなさまざまな制約の上に成立していくことは、2005~2007年に1社確認されているものの中規模工場の多くは製品市場へ出荷と指摘されており、都城地域で製品流通に商社が介入し始めたのは2005~2007年間で数年内に商社取引が増加したと見られる。（林業経済研究No.3（2017）

森林の未来を憂えて

——国民森林会議設立趣意書——

日本の風景の象徴である松林が枯れつづけています。近年、台風や豪雪で各地の山林が大きな被害をうけました。また、森林を伐りすぎたため、水資源の不安が強まっています。

一九六〇年代の高度経済成長のもとで、人びとは農山漁村から大量に都市へ流出しました。どくに林業の分野では、戦後大規模に造林を進めたにもかかわらず、その手入れはなおざりにされています。

日本の森林は、いま病んでいます。このままではわが国の中文化を育んできた森林・山村はさらに荒廃し、その未来はまさに暗いといわねばなりません。

このような現実を見すごしてよいのでしょうか。いま私たちは、次のような課題の解決を迫られています。

一、二世紀初頭までには、地球上の森林の二割が失われるといわれています。人類にとって重要な機能をもつ森林に、私たちとはどのように活力を与える、守り育てていくべきでしょうか。

一、森林は、林業にかかる人びとによってこれまで辛うじて支えられてきました。このままでは、その想い手を失う日が近いのではないでしょうか。

一、山村に住み、林業で働いている人びと、都市に住む人たちとはどのように手をにぎり合えるでしょうか。

一、いまみられる民有林や国有林の危機的状態は、どのようにして克服することができるでしょうか。

一、いま、わが国は、木材需要の七割を外材に依存しています。森林資源の枯渇する中で、開発途上国の森林にどのようにかかわるべきでしょうか。

このような森林をめぐる諸問題の解決は、決して林業関係者だけにゆだねておくべきではありません。美しい国土と緑を

子孫に残すために、日本の森林はどうあるべきか、いまこそ国民的合意を高める必要があります。

私たちは、以上のような国民的立場から、将来の森林や林業、山村のあり方を方向づけ、提言としてまとめ、その実現を期したいと思います。このためには、広い視野と長期の展望に基づいた英知の広範な結集がぜひ必要です。

そこで「国民森林会議」を設立し、広く国民・政府に訴えることを決意するに至りました。多くの方々のご賛同ご加入を望んでやまない次第です。

一九八二年一月九日

季刊 国民と森林

2018年春季 第144号

- 発行 2018年3月1日
- 発行責任者 藤森隆郎
- 発行所 国民森林会議
- 連絡先 〒112-0012
東京都文京区大塚3-28-7
TEL 03-3519-5981
FAX 03-3519-5984
- http://www.peoples-forest.jp
E-mail:info@peoples-forest.jp
- 振替口座00120-0-70096
- 定価 1,000円(税込)
(年額3,000円)